

ふものであると信じてゐた。従つて彼の青年教育は専ら「善」についての知識を興へることであつた。だがこの考は餘りに單純で、人は知つても行はないといふことは、人智が進歩すれば愈々明らかとなる事實である。勿論知ることは正しい行動の條件ではあらうけれども、知つて行ひ得ないのが人間の弱點ではないか。牢固として抜くべからざる信念、鐵石の如き意志、逞ましき實踐力の修練なくしては知識を我がものとなすことは出来ない。

我等が「臣民の道とはかくの如きものである」と思惟してゐる限りに於ては、其處に臣民としての我は毫も實現せられない。一體ある事柄を知るといふことは、その事柄が我に對立したものであることを認めるのであつて、我が主體的にそれになることを意味しない。所謂認識主觀としての我は常に現象の外に立たねばならない。これによつて解る様に、我が理想として考へられたものになる場合は、現象の外にある我をなくすることが實現されなければならない。従つて我等が臣民となるには、不斷のつとめの中にあつて、我自身が何であるかといふ様なことを忘れることが必要である。「國體の本義」に述べる様に、天皇に絶對隨順し「我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕すること」によつて我々は臣民となることが出来る。併しながら一面人間にとつては「我」を捨てること程難しいことはないと言へよう。孔子にしてさへ「七十而從心所欲不踰

矩」の時に至つて漸く完全に我を捨て得たのではなかつたらうか。皇國の道を行じ臣民となる修練は果てしなき我等生涯の課題である。

「臣民の道」は第三章の初めに皇國臣民として積むべき修練の具體的な要旨を掲げていふ。

即ち國體の本義に徹し、皇國臣民たるの確固たる信念に生き、氣節を尙び、識見を長じ、鞏固なる意志と旺盛なる體力とを鍊磨して、よく實踐力を養ひ、以つて皇國の歴史的使命の達成に邁進すること、これ皇國臣民として積むべき修練である。

「臣民の道」も送述てゐる様に、この修練の具體的要旨は畏くも昭和十四年五月二十二日に今上陛下が下し給へる青少年學徒に賜はりたる勅語に仰せられた聖旨に外ならない。まことにこの勅語は直接には、臣民となるべき大きな未來を孕む青年學徒に對する御言葉として賜はつたものにはあるが、それは同時に、生涯を臣民となる修練にいそむべき我等皇國民凡てに對する御教に外ならないのである。

「臣民の道」は此處で特に「新時代に於ける使命の自覺」を促し、「舊殼に籠る」ことを戒めてゐる。まことに臣民の道について我等が今日それを思ひ又行ふ場合に忘るべからざることは、臣民

の道の實踐といふことが現代世界の要求する課題であるといふ自覺である。「臣民の道」が第一章に於て世界史の生々しい現段階を取扱つたのも此の趣旨から出てるに外ならない。勿論臣民の道は無窮の國體に淵源するものであつて、それは變轉する歴史的事情の限定を受けるものではない。と同時に、本來國體の無窮である所以は限りなく進む世界史の中に、愈々その宏大深淵なる姿を展開してゆくことにあるのであつて、従つて臣民の道も亦常に時代に即して實踐せられ、世界史的展望の下に自らを實現しなければならぬこと當然である。「臣民の道」の第三章はこの意味に於て、絶えず現時の難問題を克服する道を示したものである。且考へられなければならない。「臣民の道」は實に現代の我等の讀本なのである。

二 國體の本義に徹すべきこと

(1) 人間とは國民である

「臣民の道」は「皇國臣民は國體の本義に徹することが第一の要件である」といふ言葉に引き續いて人間とは何であるかといふことについて明快なる解説を與へてゐる。まことに近代思想の洗禮を

受けた我等にとつては、たとひくどくしき理論に陥る虞があるにしても、先づこの問題を明らかにすることが絶対に必要なのである。

我等は多くの場合知る立場に立つて人間を考へる。この立場に於ては、對象として我等に映ずる人間は當然個々の人間である。それは極端に言つて生物的的存在であり、高く見てもせい／＼の處、抽象的にしか考へられぬ處の良心とか理性を内に持つては、絶えず靈肉・心身の葛藤に悩む哀れにして無力な個人である。(歐羅巴の思想に根強く影響してゐるものとしてのキリスト教の人間觀も亦この點に於て一致することを知る必要がある)。近代の歐羅巴思想に基く人間觀は殆ど凡てかゝる立場に立つものであつて(否、實際は西洋思想の凡てはかゝるものであるといへる)、個人主義思想自由主義思想は人間についてのかゝる考から必然的に出て來るものである。即ち、かゝる人間觀の赴くところ一方に於ては、社會國家は生物的個人の集合體であつて、それは契約によつて各自の生物的乃至自己保存の要求を圓滿に貫徹せんが爲につくつたものであるといふ様な社會觀を展開する(ホッブスやルソーの説を見よ)。この考に基いて、結局は、平等なる經濟生活の充實を以て人生最高の理想とする——それは、實際には人生に於ける最も低い目的であるが——所謂社會主義的乃至共產主義的理論が出るのである。他方に於ては、人間を精神活動を持つ個體と

考へ、その精神活動を以て理性のはたらきと稱し、理性の主體として人格てふ概念をつくり出し、以て人格の絶對的尊嚴性を主張し、この人格活動としての個人の行動を相互に決して侵すべからず干渉すべからずと説く所謂人格主義とか人道主義といはれる考へ方が出る（所謂獨逸理想主義の哲學・倫理を見よ）。彼等は、人間を個體的に見てゐる限り、人間の精神活動を統一する歴史的・現實的な具體的原理を見出すことは出来ない。従つて彼等が人間行動の統一的原理であると言つて示すものは常に超歴史的な理想世界の原理である。然もその世界たるや夢の様な靈的世界であり、無限の未來にある完全無缺の世界と言ふ様な抽象的なものである。正に彼等のかゝる抽象性の故に、彼等は現實を如何にすべきかの問題に蓬着する時は自己の頭腦内に於て雜多極まりない主義・思想・計畫を生み出しては我と自ら混亂紛雜の中に彷徨するに至るのである。その結果彼等の多くは人間の無力を慨き、愈々現實から背をそむけ、「人とは考へる輩である」註一といふ様な言葉に感傷的自己満足を見出すといふ無氣力極まる醜狀を曝け出して了ふのである。デモクラシーの政治理念はかゝる觀念に基いて發達したものに外ならない。即ち拾收すべからざる個々人の思想や主張の氾濫を數量に依つて統一しようとする便宜がそれである。之は契約法を以て人生の規範とする前述の考へ方と軌を一にしてゐること勿論である。この故にデモクラシーの

政治は常に妥協であり、便宜主義に終始する。妥協と便宜を許し得る餘裕を持つ國家社會に於てはデモクラシーも多少の役割は持つであらう。併しながら國家の危急存亡の場合に於て、かゝる根柢に個人の恣意を許してゐるデモクラシー政治が國家を破滅混亂に導くことは、國民革命前の獨・伊や今次大戰に於ける佛蘭西の實例に徴するまでもなく明らかなことである。

右の説明で明らかな様に、極言すれば現代歐羅巴の政治的・思想的行詰りは、彼等の人間觀の誤れることに基くと云へる。換言すれば彼等が人間を知的に把握せんとした處にあると云へる。之に對して我が國に於ける傳統的人間觀はかゝるものではない。我等の祖先は自己を對象化し全體から離れた個人として見ることはなく、常に歴史と共に——従つて國家と共に——生きるはたらしに即して自己を把握してゐた。我等のいふ「ひと」は、その多様な用法を知るならば決してManやMenschの様な、複數に對しての單數を意味する言葉ではないことが解る。兵隊・子供の様な言葉と同じく、もと複數を意味して、然も單數として用ひられる。即ち人間は本來社會的存在であることをこの用法に於て示してゐる（「人間」はもと世の中の意味である）。更に「ひと」は靈止である。靈とは言ふまでもなく靈妙不可思議の意味であるが、それは決して現實の人間のはたらきを越えた抽象的靈力の様なことを意味するものではなくて、我等に連なる神々のはたらきをいふ

のである。皇祖皇宗・神々のはたらきが我等の内に止ることによつて我等は「人間＝臣民」となつたといふのである。人間が本來かゝるものである以上は我等が仁義忠孝の道に生かんとする誠心を持つ時こそ自らを人間として自覺した時であるといへる。「仁は人なり」といひ「人の人たる所以は忠孝を本となす」といふ簡潔な言葉の中に我等の先輩は却つて無限の眞理を教へてゐる。

考へても見よ。一個の動く肉塊に過ぎぬ嬰兒が如何にして人間となるかを。父母兄弟の言葉を眞似て始めて人らしい存在となり、起居動作を長上に學び、父師の考へる様に考へ、先人の教に接して我等は人となり得、又なりつゝあるのではないか。而して更に我等をかくならしめゆく父祖・先輩は又我等と同じくならしめられたものであることを思ふとき、我等には正に神々の靈止つてゐることを知ることが出来るではないか。(我等に懈怠の心起り、もとのまゝであることに満足する時、我等は直ちに人間から顛落して、單なる一個の生物としてある状態に至る)。「臣民の道」が人は孤立せる個人でもなければ、普遍的な世界人でもなく、まさしく具體的な歴史人であり、國民である云々。

と述べ、又「國體の本義」が

抑々人間は現實的の存在であると共に永遠なるものに連なる歴史的存在である。又、我である

と同時に同胞たる存在である。即ち國民精神により歴史に基いてその存在が規定せられる。これが人間存在の根本性格である。この具體的な國民としての存在を失はず、そのまゝ個人として存在するところに深い意義が見出される。然るに個人主義的な人間解釋は、個人たる一面のみを抽象してその國民性と歴史性とを無視する。従つて全體性・具體性を失ひ、人間存立の眞實を逸脱し、その理論は現實より遊離して、種々の誤つた傾向に趨る。

と述べる所以が解るであらう。かくも正しく人間把握をなし得た我等の祖先の心に従つて、我等は愈々人間となることにつとめねばならぬと共に、その自覺に於てまさに我等は、この身は自身既に國體の縮圖であることを感得することが出来る。然らば我等に取つて「億兆心を一にする」といふことは唯我等の本然に立ち歸ることによつて出来るといふことを知ることが出来る。即ちそれは個人々々の心を人爲的に一にすることはなくて、我等凡てが眞の人間である所以を覺る處に自ら實現せらるゝものである。億兆一心とは今日世界各国に於てその國難突破の爲に要請せられてゐる不可缺のスローガンであつて、政治的最高指導者の苦心はこのスローガンを實現すべき方策の發見にある。この時我等は又我が國の我が身の幸福をしみく思ふことが出来る。

(2) 祭祀と政治と教育と産業の一致

「臣民の道」はかく我等に、いはば我等の存在の根本についての自覺を促して、茲に再び國體について深く思ふべきことを要求し、第二章に説いた處の精髓に觸れて説く。その冒頭に我等を深く考へさせる言葉は、「我が國の祭祀と政治と教育と産業の根本」は一に歸すると述べてゐる點である。近代思想が、本來有機的な全體的な存在である人間を個人に抽象し、其處から人間觀を展開したと全く同様に、近代人の文化觀は本來全一的なる文化現象を個々のものに分裂せしめ、抽象的に——少くも便宜的に——考へられた個々の文化の分野を夫々獨立せるものと考へ、其處に夫々獨立の學問を打ち建てんとした。従つて學問の分化を進歩と考へ、學問が相互に他の分野の學問に觸れぬことを以て「學問的」と考へられて來たのである。かくて宗教、道德、政治、經濟、教育等々が夫々、假令違つた原理によつて又異なる方法によつて考へられようとも差支へないのである。道德に於て献身犠牲を最高の原理として教へてゐる一方に、經濟の原理が最少の勞力を以て最大の取得を得ることであると説かれても一向不自然さを感じないといふのである。學問が多岐に亘る程愈々かゝる學問に接する青年學生が人生の統一原理を得ることに悩み、所謂人格内容の分裂に苦しむことは當然である。この様な場合には、數多くの原理の中にあつて、我等の生活中最も日常卑俗のことを扱ふ學問——經濟學の如き——の原理が思想的に支配力を持つ様になるのは當然である。然も、その原理たるや唯物論的主張の様な最も卑俗低劣な人間にも共通するものである場合に於てをや。嘗て筆者が共產主義思想猖獗の當時、人々がかゝる思想を持つに至る原因を調べた結果正しくそれは當時の學問・思想界の多岐亡羊性に基く處多い事實を知つた。然も不幸な事に彼等に取つては、當時の學問的環境が外國のもの以外據るべき思想を知るに由なかつた状態であつたのである。

之によつて見るに、人生の唯一の原理が肇國の古へ皇祖の神勅に於て宣示せられ、その御教のまに——皇國はたゞ一筋の原理に基いて歴史を展開して來たといふ昭々たる事實を嘗て我等は忘れようとしてゐた事は明らかである。「臣民の道」第二章に於て説く様に天皇が「神を祀らせられることと政をみそなはせ給ふこととは、その根本に於て一である。こゝに天皇の御敬神はそのまゝに愛民の御政治となる」のである。我等にあつては、皇運扶翼・聖業翼賛の行に生きた祖先の精神を體することが天皇の御親政に對し奉る根本的態度でなければならぬ。皇祖の神勅に基く歴代の天皇の詔勅の聖旨がそのまゝ教育の原理である。産業は神勅に仰せられた御言葉のまゝに皇祖皇宗の大御心によつて臣民に與へられて來たものであるから、我等は産業にいそむることによつて、皇國發展の力を養ひ以て皇祖皇宗の御樹德に應へ奉らねばならない。かく祭祀と政治

と教育と産業は唯一つの原理に基いてゐる。然らば産業は決して我等の物質的欲望に基いて發達するものでないことは明らかであらう。人は欲望満足の希望に發して經濟活動をなすといふ所謂「經濟人」の如き觀念は抽象的產物に外ならない。皇國の德澤に酬いんとして名利の念を超脱してはたらく處に産業は興るものであり、かゝる精神に基いて勤勞を樂しむ處に分度推讓の生産も出来る。これ即ち天照大神の大道であると説いた二宮尊徳の教こそ、よく祭・政・教・産業一致の皇道を言ひ當てたものである。(後述「職業」の項参照)

(3) 永遠の眞理

「臣民の道」はつゞいて「かかる國體にして、よく永遠に生成發展して天地と並び存するのである。ここに於て國體は國民の規範となり、生成は天業翼賛の行として實現せられる。永遠なるもの、無窮なるものこそ、眞理の實相であり、我等の生命の根源である」と述べる處に於て「眞理」についてよく決定的な解釋を與へてゐる。近代の思想・學問に於て、如何に眞理について誤つた觀念が通用してゐたかを我等は丁度此處で反省する機會を與へられる。

眞理は永遠なるものでなければならぬこといふまでもない。我等は常に所謂「永遠の相の下に」(スピノーザ)物事を見なければならぬ。然るに近代思想が我等に教へた永遠の眞理とは、時間

的空間的制約を超えて常にあると認めらるゝ事物の性質についていふ言葉であつた。事物のかゝる性質を以て客觀的本質といひ、普遍妥當性を有つといふのである。かくて人々は「哺乳動物とは四足を有するものなり」といふ様な事柄と全く同様に、「人間とは自己保存の欲望を持つものなり」とか、「國家とは主權と土地と人民とより成るものなり」とか、「如何なる國の歴史も同様な必然的法則に従つて進むものなり」などといふことを眞理であると言つて來たのである。併しこの様な事柄は、相似の事物や現象を夫々分析して夫等に共通なるものとして見出された性質を言ふのであつて、數學の公理や定義や自然科学の法則の様なものに外ならない。かゝる法則は自然科學的現象からは得られるであらうし又自然科学の發達進歩の爲には必要缺くべからざるものでもあるが——それさへ自然科学が、今では又更に反省させらるべき秋となつて居る——本來歴史的にして而もそれ故に又最も個性的な人間の精神現象からは單純にかゝる法則を得んとすることは大膽に過ぎるのでなければ輕卒である。にも拘らず近代の學問に於ては、所謂「科學的」と稱して、政治・宗教・道德の様な學問に於てさへ、其處から自然法則の様な法則を見出すことを以て學問の目的であるかの如くに考へ、抽象的なるそれ等の法則を眞理と稱し「眞理に忠實であれ」などと言つて來たのである。

抑々忠實に従ふべき眞理とは美・善・聖などの様に我等に對して渴仰隨順することを要求する高き價値でなければならぬ。かゝる眞理は我等の行動の目的であり規範である。即ち人間行動に關する學問の眞理は我等にその實現を迫る高き理想でなければならぬ。然るに近代人が人間行動・精神現象の學問に於て眞理として掲げて來たものは、前述の方法に依つて見出したものであるからして、それは何人にも本來備はつてゐる性質を言ふに過ぎない。曰く「人は欲望の主體である」曰く「人は最大の幸福を求めるものである」曰く「人はよきことをなさんと欲するものである」曰く「人は自由を求めるものである」等々、之等が果して我等をしてその實現を迫るべき強制力を有つ價値であらうか。勿論否である。之等の事柄は人が價値を實現する爲に心得ておくべき事實に過ぎないのであつて價値ではない。數學的公理の様に我等に取つて必要なる知識の内容をなすものではあつても、我等がそれを行動の目的として掲ぐべきものではない。にも拘らず近代人は抽象的なる事實を以て眞理と考へ、それに従ふことを以て「眞理に忠實である」などと稱へ、自然の事實に過ぎない人間的傾向に背くことを以て、偽善的であるなどと言つて來た。生物的欲望満足をして正當の行爲となし、卑俗懦弱の欲情に負けることが人間的であるなどと言ふことに渴仰の念を以て共感するものさへ出た。多くの教育學は人間の心理や生理の事實に基いて考へる

ことを中心課題とした。かくて單なる事實が人間に君臨し、人間は事實の前にひれ伏してひたすら心理的・生理的法則に奉仕するといふ様な怪奇の現象を近代文化が展開したのである。かゝる考の下にあつては、人々は偉人や英雄の精神行動を以て異常心理・變態生理のなす結果であるなどと考へて恥づる處を知らないのである。彼等は人間の精神・行動の中から凡俗を超えた高きもの奇異靈妙なるものを追放しなければ止まないものである。

眞理を以て凡て我等を離れて存在する客觀的な事實と考へ、知的に見られ得るものと考へる處に前述の迷ひがある。眞理は我等をしてそれを實現せしむべく迫る處のものである以上、それは我等の内にあつて我等を内より動かす處の主體でなければならぬ。而してそれを我等が感得出來るのは、多くの人を見ることによるのではなくて、唯一人のもも我等の魂をゆり動かす様な徳行に感激する時である。教を垂れる先人の魂と共に生きる時である。試みに思へ、日本精神で眞理が日本國民全體の精神を一人々々分析して始めて見出されるものであるかを。日本精神は、日本精神に富んだ唯一人によつても示されるではないか。而して唯一人のそれが多くの日本國民を感激せしめるとき、日本精神は世の多くの人を通して自らを實現してゆく。眞理はかくの如きものである。我等をして永遠に人間とならしめ、日本人とならしめ、ゆく生命の根源である。然ら

ば眞理とは歴史の始め神々の行によつて示された道に外ならぬことが自ら解るであらう。道に隨順渴仰することによつて、我等の祖先は道の具現として我等の歴史を創造し、眞理をして永遠に眞理たらしめて來たのである。永遠の眞理とは無窮の過去に造立せられ永遠に現在のものとして實現せられるものである。歴史を離れ、歴史の中につとめて眞理を實現せんとする我等の行を離れて眞理はない。まことに人間の眞理の實現せらるゝ處、心理や生理は或ひはその下に驅使せられ、或ひはそれによつて打ち克たれゆくのである。

(4) 思想・行動の大本への自覺

「臣民の道」は「肇國の精神を體得し、天皇への絶對隨順のまことを致すことが臣民の道である」といふ。我等はこの機會に於て絶對隨順といふ所謂信仰的態度の問題について一應考察することが必要と思はれる。

近代的教養を受けた者の最も忌む處は信仰的態度を以て物に接し事に當るといふことである。「學問は信仰であつてはならぬ」といひ、「眞理は神の權威をも懼れるものでない」といふ。少くとも「學問と信仰は別である」といふ。かくて學問・思想の出發點であり生命でもある處のものは、疑ふことであり、批判的であることである。彼等は本來自分の生命の基く國史をさへ批判的に見

なければならぬといふ。従つて彼等にとつては國史も自己と對立する知の對象である。彼等は權威の光に照されて人生を歩むことを屈辱と思ひ込み、人生の指導原理を我等の卑俗日常の現象に基いてそれを分析綜合する處から求めようとする(註二)。所謂哲學の方法は下からであることを以て本質的であると考へる。併しながらこれは明らかに誤りである。我等が渴仰の對象である眞理は前に述べた様に先きなる高さのものであつた。學問・思想の目的が眞理の實現であるならば、我等にとつてはかゝる先天的にして高さ眞理を信じ、その眞理の光の中に生きる喜びを持つこと程眞に學問的であり、思想人に相應しいことはない。而して我等の祖先に道を示し給うた皇祖皇宗と御一體にあらせらるゝ天皇へ絶對隨順のまことを致すことが即ちそれである。批判も懷疑も意義を持つのはこの信仰の立場を中心原理としてのことである。

かくして「臣民の道」が「國體を忘れ、臣民の道を實踐するまごころを缺けば、如何に自我功利の思想を排除し國家奉仕を主張しても、それは本末を謬るものである」と説き、又「個人主義・自由主義の影響を受け、唯物主義・功利主義に誤られて、皇國臣民たるの本分の自覺に缺くるところあらば、如何なる努力精進も空しく、却つて國運の發展を妨げることとなる」と述べてゐることが深い意味を持つてくる。我が國に於て國體明徴の聲を聞くこと既に久しい。而して今や我が

國文化の一切は國體に基いて再建さるべきであると何人も主張する。然も尙確かに「臣民の道」の刊行が、我が國の現状にとつて緊急缺くべからざるものであつたし、我等が今尙かゝる言擧げをせねばならぬのは何故であらうか。洵にそれは、今日公益優先を口にし自我功利の思想の排除を主張するものにして、然も國體に隨順するの態度を缺き、徒らに我意我見を以て國體の理論を構成し、甚だしきは外國の思想や指導原理を以て我が國の道となし、或ひは國體についての空しさ概念遊戯を事とするものが如何にも多いからである。國體は先に述べた様に、我等がそれに歸依することによつて實現せられゆく眞理であつて、概念的に構成せられた單なる理解の對象ではない。我見を以て國體を解釋せんとし、恣意に基いて理論を構成せんとするのは自己を主張する個人主義的態度に異ならぬ。今日我々は國體に隨順すること益々不十分なる幾多の事例を認めざるを得ない。同時に我等の忘るべからざることは國體實現のつとめは單なる努力精進の姿であつてはならぬといふことである。我等のつとめは國體の眞理に基き、その眞理を實現した先人の教に傾倒し、かゝる人格を敬愛するといふ事柄が一如となつて、我等を精進の道に導いたものでなければならぬ。然るに世には往々抽象的に考へられた理想や、ある人々の單なる美しさまでの努力の姿への憧憬が我等を驅つて努力精進せしめることがある。我等の近い先輩の中には、歐羅巴的

理想に魅せられてその學問・思想の研究に献身的努力をしたものが多い。筆者の知る嘗ての共產主義思想家の行動には、涙ぐましいまでの精進をなすものも決して少くなかつた。彼等のかゝる行動に感激して、更に多感にして情熱的な幾多の青年は誤まれる運動に身を投じたのであつた。而してまことにこの人達はその「努力精進も空しく、却つて國運の發展を妨げ」たのである。

かくして我等は「臣民の道」が國體の本義に徹すべきことを冒頭に掲げ、「人間」とか「眞理」とかの哲學的問題に觸れつゝそれを明らかにせんとした意圖を知ることが出來た。國體の本義に徹するには、極言すれば知ることを根本とする立場を先づ捨てねばならぬ。人間も眞理もあるものではなくしてつとめによつてなる處に實現せられることを體得せねばならぬ。これは歐羅巴的・理論的教養を受けた現代の知識人に取つては言ひ易くして然も最も困難の道である。それ故今日我等の唯一の思想的・學問的課題はみそぎによるコペルニカスの轉回(註三)といふことである。國民學校令第一條に於て、「皇國ノ道ニ則リテ」と冒頭に掲げたのは又正にかゝる現代的要求を現したものに外ならない。

三 皇國臣民としての徳性の涵養

(1) 氣節の根柢

國體の本義に徹した「新時代を擔ふ國民は、よろしく雄大なる氣魄と他國民の仰望する徳風」を備へなければならぬ。「臣民の道」によればそれは「氣節の鍊磨」によるのであり、それによつて「大國民としての雄大なる氣魄と崇高なる人格とが養はれる」といふ。

氣慨と節操に生きる人格の有様を説いて餘蘊なしとでもいふべき大文字は之を孟子に見ることが出来る。曰く「富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず、此れを之れ大丈夫と謂ふ」と。併しながら單にこの言葉だけでは、それは氣節のあらはれる有様について述べてあつても氣節の出づる根柢を衝いてはゐない。日本人にはこの根柢を明らかにすることが緊要なのである。近代思想の影響で、抽象的に、人生の理想を達成する信念の爲と稱し又自己の人格の絶對的尊嚴性の維持の爲と稱して、健氣にも氣慨を示し節操を重んじた多くの人士を我等は身近に擧げることが出来る。併しかゝる人格を我等は眞に日本人的氣節に富むものとは言へないのであ

つて、寧ろそれは我見を固執する偏狹固陋と選ぶ處なしと言はるべきである。その意味に於てはよく氣節の具體的根柢を説いたものが我が武士の教であると思ふ。即ち武士は利に對して義の重んずべきを説く時にそれを明らかにしてゐる。徳川時代に於ては洗練された思想を以て武士訓・士訓・士説・武家訓等々の教訓が出てゐるのであるが、それ等の訓への神髓は凡て義理を明らかにし、利を棄てて義につくべきことを諭す點にある。例へば大道寺友山は「武士たらしむものは義不義の二つをとくと心に會得仕り、専ら義をつとめて不義を戒むべきことさへ覺悟仕り候へば武士道は相立ち申候」(武道初心集)といひ、井澤長秀は「士は義理にさときを專とすべし。義にさときものは利欲にうとく、利欲にさときものは義理にうとし」(武士訓)といふ。吉田松陰は有名な士規七則の中に「士の道は義より大なるはなし。義は勇に因りて行はれ、勇は義によりて長ず」と述べてゐる。徳川三百年よく武士が支配階級としての地位を維持し得たのは、かゝる義に生きんとする士風の致す處であつたと言へるであらう。さればこそ町人間にもはやされた淨瑠璃の文句に侍サムライは利得を捨てて名を求め、町人は名を捨てて利得をとり金銀をためる (山崎與次兵衛壽の門松とか

あのれは町人如何様の恥辱を取つても疵にならぬ (女殺油地獄)

といふ様な文句があつても、彼等は當然のこととしてそれを甘受してゐたのであらう。

といつても當時の武士の多くが考へてゐる義とは大體に於て己の主君に忠であること、武士としての名譽を維持することであつて、眞に日本人の大義について考へるもの少かつたことは事實である。にも拘らず武士は利(個人的なるもの)に對するものとして義(人倫の秩序)の觀念を明瞭に把握してゐたが故に、一度大義に眼覺むるや、まことの武士は彼等の道を以て直ちに日本人の道となすことが出来た。而して又かゝる自覺を促した眞の日本人の武士は武士の時代を通じて屢々出でてはよく日本精神の衣鉢を傳へ得た。即ちこれを先にしては北畠親房が

凡そ王土には生まれ、忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり (神皇正統記)

と述べ、徳川の初期山鹿素行は

大丈夫の世にある、出でては君に仕へ朝廷に交はり、入りては父兄につかへ家を齊ふ。故に天下の政事を助け萬民の憂を救ひ、不順マツロハザルの逆臣あるときは自ら將として閭外コンの任をうけ、ハカリゴトを帷幄キアツクの裏に廻らして功を萬代の上に立て、或は使を奉じて大事を決し君命をはづかしめず、或は死を致し命を軽くして百年の壽を一刃の下に棄つ。是れ君につかへて忠を勵ます也

(「山鹿語類」士道)

と教へてゐる。素行を先師と仰ぐ吉田松陰は、幕末の内外非常の世を警めて

聞く、近世海外の諸蠻、各々其の賢智を推擧し、其の政治を革新し、シキクゼ駭々然として上國を凌侮するの勢あり。我れ何を以てか是れを制せん。他なし、前に論ずる所の我が國體の外國と異なる所以の大義を明かにし、閩國カンの人は閩國の爲に死し、閩藩の人は閩藩の爲に死し、臣は君の爲に死し、子は父の爲に死するの志確乎たらば、何ぞ諸蠻を畏れんや (講孟劄記)

と述べてゐるが如きである。日本人の氣節の根柢はまさに茲にある。かくしてこそ萬人を脱服せしめる指導者の氣魄も出る。「大國民」たるべき根本條件はかゝる自主的精神を持つことである。

(2) 大國民たるの根本要件

世人の中には動もすれば、大國民の本質とは廣く世界の思想文化を包容して世界の事情に通曉し、徒らに自國の立場を固執しない處にあると説くものがある。それ故この人達は屢々説を忠孝仁義に集注せしめるものに對して、偏狹にして大國民的度量に缺けるものである様に批評する。併しながら彼等の言ふ様な大國民では嘗て我が國の多くの知識人が理想とした様な國際人に外ならない。かゝる人格は實際には世界の思想・文化を包容してゐるのではなくて、如何なる思想・文化をも平等に尊重するといふ無國籍の放浪者の人格に近いものではなからうか。包容とは己れの

内に他を包むことであつて、自己のものを確保してゐる自主的人格にして始めて可能の事である。實際唯一つ大義に生きるの志が確固として居るならば徒らに小節些事に拘泥せず、眞に廣く視野を世界に求めて、世界のものを包容出来ることは當然である。國民學校令施行規則に「我が國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ」とあるのはこの意味で述べられたものに外ならない。大國民的といふ觀念の問題に關して筆者の常に苦々しく思ふ事は、幕末尊皇論者の多くがその始め同時に攘夷論者であつたことを淺薄に解して、尊皇論者に對し「惜しくも大國民的度量に乏しかつた」ものであると批評をするものが今日尙少くないことである。かゝる見解こそまことに史眼に乏しいものの致す處であつて、幕末開國論の大勢を支配した思想は、實に「江戸時代三百年の鎖國のために、國民の氣魄が萎縮せしめられて」雄大なる國民的氣魄を缺き」そのため自ら卑下して他に追隨する」の念に出たものである。眞に先覺者の見識を持つたものは、この事態に對して攘夷論を以て彼等の功利的卑劣の精神を叩き、眠れる心魂を覺醒せしめんとしたのである。(勿論取るに足らぬ便乘的乃至敵本的攘夷運動の如きはこの際問題とはならぬ)。而して、考へても見よ、會澤正志齋、佐久間象山、横井小楠、橋本左内、田松陰等の包懷した雄渾博大的思想を目して

誰が偏狹なる排外論者となし得るか。この人達の思想の中には秀吉の氣概や彼の地に於て倭寇と稱せられた海外雄飛の先輩の魂が生きて居り、然もその魂は大義の自覺によつて一層高められ浄められて發現したのである。大國民的人格はかゝる人格に對してのみ言へる言葉である。これに反して如何に眼を世界に向つて開き、他國の長を取ることに努力しても、自己の據つて立つべき自主的精神に缺ける時は、その國民は弱小哀れむべき國民である。開國進取の積極的精神によつて貫かれた明治の日本に於ても、自國の傳統を輕視して顧みないやうな風潮を生み出した明治の末頃の國民の氣質は洵に危険な状態にあつた様である。その實例として、大正元年乃木大將の死が世人に日本の傳統を改めて反省せしめた頃に書かれた一高校生の次の作文を擧げることが出来る。自分は反省のない幼齡の時から、西洋は偉いものと人々から教へられた。其の文物制度に於て日本は足許にも及ばぬといふ事を聞かされた。西洋人はえらい、舶來品は上等といふ事は、自分にとつても先入主となつてゐる。和製といへば粗惡品劣を連想せしめ、グラッドストーン、ワシントン、ピスマルクの名は日本の西郷、木戸、其の他の人傑より一段高い様に思はれた。四書五經は讀めなくとも、横文字の讀める方がえらい様に見えた。和服姿よりも洋服姿がよかつた。……自國の事は知らなくても外國の方を少しでも知つた方がいゝ。邦文も書けぬ代りに流暢

な外國語を話す外交官が澤山あるといふ事だ。兎に角洋紙洋品、洋館洋食、洋服洋行なくして日本の文明は成立たぬ。……日本文明は髓に西洋文明の單に陳列場である。

大國民的人格は實に國體に徹し、臣民の大義に眼覺めたものにして可能な人格である。然らば「卑俗懦弱に流れ、私利貪欲に耽り、事に當たつて責任を回避」する様な人格は、この身を國體に即して考へ得ず、天皇の御民としての光榮を感ずることの出來ぬ個人主義者を言ふのであり、又人間を單に人類の範疇に於て見、自己を人類の一員として考へ、最も普遍凡俗の性に生きて當然だと思ふ者を言ふのである。この人達は心理的法則や生理的必然を人生の根本法と考へ、甚だしきはそれに従ふことが人生の凡てである^レと考へる。己の傾向に打ち克つて人倫の秩序に出づる禮に復る(註四)ことを虚禮、偽善と言つて顧みぬ。「渴しても盜泉の水を飲まず」とか「武士は食はねど高楊子」とか、死を以て武士道の本質とするなどといふ言葉は彼等のよく理解する處ではな

ら。

(3) 責任は單に個人に歸せらるべきものではない。「事に當たつて責任を回避し、免れて恥ぢなき」ものは非國民的人格である。ところで、責任の問題について今日我等の考ふべきことは、責任を負ふといふことを以て單に個人的問題と考へ、自

分の不明、不始末に對しては單に自決する様なことを以て責任を重んずる所以であると淺薄に解してゐるものが少くないといふことである。殊に甚だしきは、沒我隨順の態度を缺き我意我見を以て世人を指導せんとしてゐるにも拘らず、自ら非常時局の指導者を以て任じ、事不調に終る場合には潔く自決することを以て悲壯と考へる様なものも亦少くない。併しながらこの様な責任觀は本來個人主義的觀念から出てゐるものと思ふ。政治家がかくの如き意味の責任を重んずるならば、それは英國流の責任政治を以て理想政治と考へるからである。我が國にあつては、指導的立場にあると否とを問はず、自己を個人と考へ、行動の責任が單に自分一人にあると考へることは出來ない。畏くも天皇のみ^レこと^レもち^レとしての我は天皇に連る存在であり、父祖と一體の自己である。子孫と離れ得ぬ自己である。私の行動は常に、之を小にしては歴史的なる家の行動であり、大にしては永遠の國の歴史に據つて立つ國家の行動である。然らば國家や家に隨順するの精神を缺き、我意に出でて行動することは、假令善意に基くにしろ正しい行動ではない。況んや自己の不始末の責任が自決に依つて(それが「死」といふ手段であつても)償はれた様に考へることは、未だ日本人たるの自覺に達したものと云へない。(勿論自決は責任を解するもの^レの行爲として當然である、併しそれによつて自己の責任や罪障が消滅したと考へてはならぬのである。)我等が永遠

の存在である所以はこゝに於てもよく理解出来るであらう。(西洋思想に於て人間の永遠性を言ふ場合は、常に抽象的な靈魂の不滅の様なことを言ふに墮するのは、個人主義的人間觀の故であることは此處に於て明らかとなるであらう。)

(4) 識見を長養するものとしての「學問」

「臣民の道」は更に進んで高邁なる識見を養ふべきものとして學問の修得について説く。此處に於て我等は「眞の學問とは何ぞや」について考察・反省すべき機會を與へられる。「臣民の道」が皇國の道と一體たり得ざる學は、眞の學たり得ざるものであつて、まさに我等の生活と遊離せる單なる抽象的理論に過ぎぬ。

と喝破したのは、從來兎もすれば誤まつて解釋された學問の意義を美事に爆碎したものと云つていい、即ち從來我が國に於て多く考へられてゐたところに從へば、學問とは知識をその本質的内容とするものである。學問することは知識を授受することであり、學問ある人は多くの知識の所有者である。従つて學問する態度・心構へは、學問するものの本質的な問題としては問ふところではない。それは直接學問と關聯するものではなく、所謂訓育の問題として別に——二次的に——考へられる。この結果生じた教育上の弊害に對して偏知教育是正、知徳並進、徳育・知育・體育—

致の叫びが起つたのである。併しながら、尙この場合に於ても、知育としての學問授受に、徳育や體育が同じ程度に加はらねばならないといふのであれば、未だそれは眞の學問について正しい理解を示したものは言へぬ。本來我が國に於て「學問する」といふ場合は知識の傳達を意味したものでなかつたし、「學成る」といふことは學業を内容とする人格的修練の出來たことを言つたのである。一體學問とはその字が示す様に、學び問ふことであり、まねび訪ふことである。それは人間の行爲であつて人間を離れた單なる知識や理論ではない。何故に人はまねび問はんとするか。それは信頼し敬愛する長上、先輩の生活の内面を共に體驗し、自らを師父の如くにならんと思ふからである。既に實現せられてゐる價值を自らも亦實現せんとするからである。即ち教師の教に隨順し、教師の道を共に行かんとすることが學問である。熊澤蕃山の學が成つた所以は、客氣の青年蕃山が忍従の結果よく中江藤樹に入門を許されるに至つたあの隨順の至誠に基くのである。廣瀬淡窓は私塾に於て子弟に學問を教へる場合、態度の整はぬ者に對しては先づ室の掃除や雑巾がけを課して畏敬の念を養はしめたといふ。二宮尊徳に仕法の教を乞はんとする者は、その態度に恭順のまことが現れ、その行ひに滅私濟民の實が示されぬ限り、容易に面會すら許されなかつたといふことは、報徳記の中に屢々出て、我等を感激せしめる記事である。學問の基く

處は正にかゝる處にあるのである。

學問の根本は以上によつて明らかな様に、先人の教のまに／＼その道に隨順せんとするの精神、態度である。而して既に述べた様に、先人の教の歸する處は皇祖皇宗・神々の道に外ならないとするならば、學問は天皇に絶對的に歸依し奉る至誠奉公の行である。かゝる臣民的行の實踐なくして學問はあり得ない。而してかゝる實踐に依つて、師と共に生くるの喜びを持つ時は、生きて師に仕へずとも、師を求め弟子となつて學問することが出来る。吉田松陰の山鹿素行に於ける、平田篤胤の本居宣長に於けるは正にそれである。皇國の道を以て、宇内に竝びない唯一絶對の道と信じ、その道に殉ぜんとするの精神がよく是等の人々をして師弟たらしめ得たのである。學問について橋本左内の説く處はよくその本義を盡して餘りないものである。即ち

學とはならふと申す事にて、總てよき人すぐれたる人の善き行、善き事業を迹付して習ひ參るをいふ。故に忠義孝行の事を見ては、直にその人の忠義孝行の所爲を慕ひ倣ひ、吾も屹度その人の忠義孝行に負けず劣らず、勉め行き候こと學の第一義なり。……學と申すは忠孝の筋と文武の業とより外にはこれ無く、君に忠を竭し親に孝を盡すの眞心を以て、文武の事を骨折勉強致し、……兼ね／＼修練致すべき義に候(啓發錄)

と。

かくして「臣民の道」が「道は發して教となり學となる」と述べた所以が解るであらう。尤も論者は或はかく言ふかもしれない。即ちこゝに明らかにせられた事は要するに倫理・道德についての學問に關することではないか。學問は外にもある。事實を事實として認識し、白紙の立場に於て自然や客觀に接することも亦學問ではないかと。かくして彼等は兎もすれば事實を眞理と稱して所謂「眞理の爲の學問」といふことを言ふ。併しこれは理論と實踐とを分離する個人主義の考を、其の儘に受取つた考へ方である。我等はもう一度考を新にしなくてはならぬ。我等がかゝる學問をするのは何の爲であるかを反省して見る必要がある。如何なる學問をする者も、我等臣民としては、皇國の道を實現し以て世界をよりよきものに創造しようとするの志に出るのでないならば、それは臣民の道に背くものであらう。實際我等は、道を實現せんとするの念止み難くして始めて、人生に關するあらゆる分野の眞相を明らかにしようとするのではないか。諸科學はかくしてこそ發展することも出来るのである。即ち、我等が臣民の道について教へた父祖の意志を繼ぐことによつて諸科學は無限に進歩し得る。我等はかくして進歩發展して來た諸科學を子孫への教の内容として残してゆく。然らば、如何なる分野の學問も、道を實現せんとするの精神に於て、

師弟・祖孫一體同行の生活を現じ、以て皇國の歴史を創造するの使命に歸一するのである。これ「臣民の道」に於て「學は道を生活の各領域に於て、認識し把握する所以のものであり、教は學をその内容として道を具現するものである。故に教と學、知と徳とは道に於て一如たるのである。」と説く所以である。文部省が昨年来學校修練體制の確立に努力を拂ひつゝあるのは正にこの趣旨に出でたものと思ふ。即ちそれは偏知教育是正の爲に、行的修練を從來の教育に加へたものではなくて、師弟同行・俱學俱進によつて知識を眞の知識たらしめんが爲のものであると解すべきである。

最後に心すべきことがある。近代の學問は分化を特色とし、所謂學問の相互獨立を尊重し、個人及び自由を世界觀の基礎として發達したのであるが、かゝる學問全體の傾向を基礎づけその發達を促したものは、實に自由主義・個人主義を最高の原理と信ずる人々のはたらきであつた。それに依つて一切の學問の色合ひは正に唯一つのこの英國的世界觀の確立顯現に朝宗する性質を帯びたものであつた。此處に英吉利の政治的・經濟的世界支配を鞏固ならしめた英國的文化の世界制覇が可能であつたのである。學問とは正に自らかくの如く一に歸するものである。皇道が没落せる世界文化を救ふと信ずる我等臣民は、一切の知識・科學を國體を基礎とする統一的學問にまて建設せねばならぬ。「國體の本義」が我が國に於ける學問發達の實相を詳に述べ、「我が國のあら

ゆる學問は、その究極を國體に見出すと共に、皇運扶翼を以てその任務とする」ことを裏附けてゐる叙述があるのは正にこの點を明らかにしようとした爲である。

四 實踐力の養成

皇國臣民としての修練が直接外面的に具現さるゝ爲には、信念に基き逆にそれを生かす實踐力がなければならぬ。「臣民の道」は、今やこの問題に觸れて來る。而して此處に於ても亦「國體に基き深き信念」がその根柢であることが説かれる。皇國臣民の實踐力は單なる行動力の如きものであつてはならないのである。洵に明智に基き信念こそ、やがては知識を眞の知識たらしめ、己を救ひ人を化す實踐力の根柢である。本居宣長が書いた、學問の入門書として古今に稀なる名著、「うひ山ふみ」の中には、學問するものは先づ「やまとだましひ」を固めなければならぬと書いてある。その意味する處は、皇國の道を「天地の間にわたりて殊にすぐれたるまことの道」と信すべきであるといふのである。國學が徳川時代の諸學問の中、最も學問的であるといふ所以のものは、正にこの點にその基礎を持つものと言はなければならぬ。ところが國學が學問的である所以をそ

の實證的・文獻學的である點におき、國學をば貫く自主的精神の強調を却つて學問的瑕瑾である様に言ふ學者もある。併しその考は正に逆であると思ふ。自主的精神を強調するその立場の故に、國學者はやま、と、だ、ま、し、ひ、を以て古典を見ることが出來たのである。我等が國體に隨順し、その中に生きる喜びを以て人生の喜びと觀する時、我等の中には湧然として、世界人類をこの道に歸一せしめ以て彼等をも皇國の德澤に浴せしめんとする大慈悲心の起るのを感じてあらう。いみじくも「臣民の道」は「信は力である」と斷じた、近世の始めベーコンが「知は力なり」と唱へたに比せよ。知は力であらうか。知識は自分を現象の外においた時捉へられるものである。それ故デカルトの言ふ様に疑ひの態度が知に至る道であることは一面確かである。従つて又知る立場に止る限りは實踐力は鈍らされ、單なる知識の所有者としての「インテリは無力」なのが當然である。併し近代の知識が文化の發達に寄與し得たのは實は學者や思想家がそれを正しきものと信じたからであり、又それを信ずる敬虔な態度が人を動かしたからである。知が力となるのは信によつてである。

(1) 身體の問題及び尙武の精神

我等の身内にかゝる信念が作用する時、當然それはこの身體を驅つて信ずる事の實現へと向はしめずにはあかない。その時、身體が虚弱で到底萬難を排して己が信念を實現するの任に堪へな

いならば、それは自らを欺き人を裏切るの所爲と言はねばならないであらう。皇道を世界に布き以て人類を救はんことを世界に宣言した我等皇國臣民は正に「體力の向上は我が國の當面せる重要事の一つである」ことを考へねばならぬ。「臣民の道」は近時の傾向として「享樂的生活を求め風が漸く強く、ややもすれば制欲克己等は輕んぜられ、意志の鍛鍊を阻害することが甚だしくなつたこと」を指摘してゐる。遺憾ながら我等はこれを文字通り肯定せざるを得ない。而して我等に取つて緊要なことは、かゝる風潮を馴致したその原因として最も大きなものは實に近代人の世界觀であつて、我が國の傳統的世界觀が捨てられようとしたことにあることへの反省である。

明治以來我が國に輸入せられた西洋思想に古來流れてゐる一つの傳統的觀念は、人間を以て心身二元の構成と考へ、然も精神の優越せるに對し肉體は輕蔑さるべきものであるとする觀念である。プラトンの哲學や又特にキリスト教の思想、又近代の所謂理想主義哲學もこの傾向を有つ點に於ては全く一致してゐる。彼等の説く處は一樣に、肉體を以て墮落の根源とし、人生の理想は個人が精神に依つてその肉體を完全に征服することであるといふ。人生は所詮各個人がそれに至る迄の靈肉の深刻なる相剋鬭争の姿であるといふ。(例へばダンテの「神曲」を見よ、トルストイの人生論を見よ)。このやうな考に基いては、感傷的精神主義や無氣力な平和論が出て、肉體を離

れて無規定な無限に陥り、單なる抽象の彼方へ奔るところの思惟のはたらきを過當に重んずる傾向が出て來ること當然である。こゝでは、肉體は人生に自ら參與する主體ではなく、精神に征服さるべきものであり、又は人生の手段として利用される爲に單なる觀察と研究の對象に過ぎない客體である。(唯物論はまさにこの考の單なる反動であつて、價值觀を顛倒しただけの論に過ぎぬ。従つて考へ方の基調に於ては、抽象的精神主義と全く同様である)。然るに我が國の傳統的觀念は身體をかゝるものとは考へない。身體は精神・心と離れて考へられない。本來みとは神聖なるものを意味して居るのであつて、それはみことのみであり又此の身にも通ずるのである。みに身心の分離はない。このみは全一なるものとして皇運扶翼のみこともちであり、神聖なる存在である。かゝる考へ方は儒教に於ても同様のものがある。「身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始なり」(孝經)に於ては身體は自己のものとは考へられて居らず、孝を行ずる主體として考へられてゐる。

物質文明が發達し唯物的傾向が強くなると共に、物質や肉體は尊重せらるゝが如くにして實は愈々輕んぜられて來たのである。即ちそれ等は愈々人生の手段と考へられて來、無限に増進する人間の欲望の實現の爲に奉仕すべく要求せられる。肉體は世界を自ら開拓してゆく強く逞ましい主

體であるよりも快適な生活を人生に與へる道具である。それが大切にされたのは、自己の奴隸として常に健全であつて欲しいといふ功利主義的欲望からである。この意味で肉體は、兎角勞せずして過せる様な機會を與へられたり、便利な文明の利器に頼る様にせられたり、機械や醫藥によつて保護せられたりすることが最も望ましいことであるかの如くに考へられて來た。かくしてその結果は皮肉にも我等の使用に堪へざる肉體が多く出て來て近代人は周章狼狽し體力増進・健康第一の叫びを擧げたのである。スポーツの隆盛はこの氣運に乗じたものであつた。併しながら、この様な考へ方では、スポーツによつて眞に我等の身體を生かすことは出來ない。スポーツはその字義の示す様に本來は楽しむ爲のものであつて、それによつて自己が楽しみ、人はそれを見て楽しまんとする手段である。スポーツには勿論種々の利益も伴ふのではあつたが、それにも拘らず往々スポーツ界に忌はしい弊害の出たのも當然の運命と言へる。

本來身心一如のこの身を以て皇運扶翼のみこともちとなした我が國にあつては、精神も肉體も自ら働いて歴史の創造に參ずる主體であつた。この主體的活動の面を假りに分けて文といひ、武といふのである。我が國が古來武道の盛んであることを以て、體力増進の爲にすると考へるものはあるまい。武を練ることは即ち道に至ることであり、道を行ふことである。従つて單なる技

術の修得を以て武道修練とは古來考へてゐない。學問の場合と同様に武道の修練は行住座臥道に適つて居り、規律節制に富むものでなければならぬ。此處では健康増進の爲に規律節制を重んずるのではない。かゝる意味に於て文弱を賤しめ尙武の氣風を維持して來た我が國に於てこそ眞に肉體は生き／＼としたものとなり得たのである。明治以前に於て武道の修練を缺いた偉人を我等は殆んど知ることが出來ぬ。偉大なる思想家山鹿素行はその自叙傳「配所殘筆」の中に「幼弱より玄藝軍法稽古怠らず」と記してゐる。日本精神の眞髓

海行かば水漬くかばね山ゆかば草むすかばね大皇の邊にこそ死なめかへりみはせじ

とことだてたのは、日本人の典型大伴家持であつて、これを單に武人に相應しい言葉として考へるものはあるまい。我が國はこの意味に於て常に尙武の國なのである。この事について「國體の本義」が

我が國は尙武の國であつて、神社には荒魂を祀る神殿のあるものもある。修理固成の天命には天の沼矛が先づ授けられ、皇孫降臨の場合にも、武神によつて平和にそれが成就し、神武天皇の御東征の場合にも武が用ひられた。併し、この武は決して武そのもののためではなく、和のためのものであつて、所謂神武である。我が武の精神は、殺人を目的とせずして活人を眼目として

ゐる。その武は萬物を生かさんとする武であつて、破壊の武ではない。……戦争は、この意味に於て決して他を破壊し、壓倒し、征服するためのものではなく、道に則つて創造の働をなし、大和即ち平和を現せんがためのものでなければならぬ。

と述べてゐることは、よく文と一體たる武を説いたものといふべきである。かく我等が體力の向上をはかるのはあくまで我が國民精神の傳統に即し、如何なる外的困苦にも缺乏にも堪へ、以て自らの力を以て歴史を創造し得る、眞に皇運扶翼のみこともちに相應しい臣民になるが爲でなければならぬ。「臣民の道」が、鍛錬によつて身體を強健にするのも「常に國民としての修練が眼目である」といふのはこの意味に外ならぬ。

(2) 修練を生命とする我が國文化

「臣民の道」は修練の問題を説き去り説き來つて、最後に「修練を重んずるは我が國古來の風である」所以を論じてこの節を結ぶ。洵に我が國固有の文化現象は、これを通じて見るに修練を以てその生命としてゐることがよく解る。政治や經濟や道德は勿論凡ゆる文化について、これを論じこれを考へる場合には、常にその主體としての日本人の行と離して考へないのが、傳統的な我等の考へ方である。我等は敬信する先人の業績としてそれ等を考へ、その道を後世に弘めようと

するのである。孔子の所謂「述べて作らざる」(註五)のが我等の政治や道徳や經濟の活動である。我等にあつては、政治や道徳の原理を國や歴史を離れた一般的なものとして考へ、其處から抽象的な理想形態を理論的に構成することはないのである。それ故學業は一切、師弟の關係即ち師の弟子への鍛鍊、弟子の師への絶対隨順といふ行を外にしては正しいものと成ることは出来ない。學業は知られるものでなくて「修行」せられるものである。實際臣民になることが我等臣民の道である限り、如何なる事と雖もそれは臣民になる爲のものではないのであつて、人生の一切はかゝる道を実現することを以てその目的としなければならぬ。政治にしても經濟にしても、この意味に於て其處に道の修行を缺くならば政治でも經濟でもない。教も學も道を実現するものであつてこそ教であり學である。かくしてまさに「教と學とが道に歸入するの機(本文註)を修練又は行といふ」のであるならば、我等にあつては日本人となる修練又は行の爲に教と學があると言つてもいいのである。

かく我が國の傳統に従へば、人生の一切は道の實現を終局の目的とするものであつて、西洋人や近代人にとつては單に趣味や娛樂に過ぎぬと考へらるゝものでも、それは凡て道に入る爲のものであつた。この故に武道は勿論、茶道・華道・藝道と言つたのであり、又書道・畫道・棋道でなければならぬ。

我が國にあつては如何なる技藝も師弟の道が行せられ、師弟同行の精進生活の結果でなければ傳へられることがない。奥義や秘義の傳受はかくして相傳せられるのであつて、單なる傳達ではない。我等はこの傳統を今日なほ歌舞伎俳優や力士の修行に於ても見ることが出来る。世に往々學藝・技能のかゝる傳承・修得の方法を以て我が國は經驗主義であるなどといふのは西洋思想に禍ひされた皮相淺薄の見解である。古來我が國に新文化の入り來る場合、それ等は常に國民的修練を助けるものとしての形に於てのみ入り得、又發達し得たことは「臣民の道」の説く通りである。然るに明治以後西洋の知識・技術・科學の輸入に當つては、その流れ來ること急激廣大なると、姿態の絢爛たることに幻惑せられ、單なる知識として又技藝として傳達せられ、それが臣民の道の實現の爲であるべきことが忘れられた傾きが多かつたのである。「學問の爲の學問」とか、「科學の爲の科學」といふことが言はれたり、藝術至上主義などといふ言葉が出たりしたのも亦かゝる傾向の致す處であつた。勿論我が國は今後も愈々「歐米の科學技術を攝取」しなければならぬが、あくまでそれは我が傳統の精神に復歸し、修練の爲のものとならなければならぬ。例へば科學者が研究室や實驗室の師弟同行の實驗觀察に、新しい日本の意義を見出すならば、自然科學が兎角拜外自卑の溫床である様に言はれた汚名を直ちに雪ぐことが出来る。實際我が國の現

狀よりすれば科學の現段階を以て決して列國に比して満足出来るものとは言へない。が科學の進歩が可能であるのは、科學を學ぶものが、この身は皇運扶翼の聖業にいそしむ光榮に生きるものであるとの自覺に於てのみである。若し我が國科學界に於て猶歐米に及ばざるものありとするならば、その原因は從來模倣を事として自ら創り出すといふ態度を忘れたことにある。明治維新の皇謨に含まれた大精神は「漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事」(明治元年九月皇學所創設の際の規則)であつた。新しき日本文化の建設は我等が擧つて

我が國の文化は、その本質に於て肇國以來の大精神を具現せるものであつて、學問・教育・藝道等、すべてその基づくところを一にしてゐる。(國體の本義)

ことを自覺し、眞の日本文化を建設した父祖の精神を行ずることによつて出来るのである。

第二節 國民生活

一 公と私

「臣民の道」は前節に於て、人間であるといふことは本來國民であること、而して國民とは不斷の修練によつて愈々己を臣民たらしめるものである所以を説き、かゝる行を離れては學問も技藝も存在し得ないことを明らかにした。然らばかゝるものとしての臣民の日常生活は如何なるものであるべきかを本節に於て説かうとするのである。

「臣民の道」は先づ始に「我等の生命は我がものにして我がものにあらず」といふ。今迄の敘述に於てもこの意味はよく理解せられるところであるが、然も尙この命題に關しては深く説明する必要があると思ふ。一體近代哲學の根柢をなしてゐる形式論理的(三段論法的)乃至矛盾なき概念構成を事とする思惟に於ては「我は我にして我に非ず」といふ様な表現はよく理解せらるゝ處ではない。かくして全體主義といひ個人主義といふが如き、甚だ抽象的且單純な論が出るのである。抑々我等は人間である限り歴史的・國民的存在(歴史的とは國民的存在としてあり、國民的存在は歴史的なることであつて、こゝに歴史的・國民的といふは便宜上の表現である)として如何なる點に於ても(生物的存在であることを人間的存在と考へぬ限り)具體的全體から遊離した個人的存在たることは出来ない、然も我等は歴史乃至國家といふ全體的なるものの中に木偶の如く流され漂ふものでもない。我等はあくまで自覺的存在として自ら自らを臣民となすべくつとめなければ

ならぬ個人である。我等は本來國民でありつゝ、然もつとめによつて己の本源に還らんとし、以て國民となるのであつて、瞬時の停滯も許されない行的存在である。歴史とはかゝる個人々々のつとめを内に孕むことによつて眞に創造的に發展するものであつて、そこに本來全一生命でありながら而も單なる時間的經過でない所以がある。まことに歴史はむすび（産靈）愈々靈妙なる活動を生み出してゆくのである。これ「國體の本義」に、人間が「具體的な國民としての存在を失はず、そのまゝ個人として存在するところに深い意義が見出される」と言ふ所以であつて、この様な事は知的な單に靜的概念の構成を事とする考へ方に於ては到底理解出來ぬことである。具體的な發展をする歴史の中に於て自ら絶えずなりなつてゆく生活を體驗して始めて了解せられる事柄に屬する。而してかゝる生活に生きるものに取つては全體主義・個人主義の論の如きは己の生活に無縁な抽象論・概念遊戲の他の何物でもないであらう。

右によつて明らか様なに、我等の生活は歴史といひ國家といふ全體的なるものに即したものでありながら、同時にかゝる生活の主體としての「我」を自覺することによつて、歴史や國に歸せんとするつとめの生活である。即ち私は公に即して自覺するものであるであつて、私の自覺は己を公のものたらしむる契機である。「臣民の道」が

日常我等が私生活と呼ぶものも、畢竟これ臣民の道の實踐であり 天業を翼賛し奉る臣民の營む業として公の意義を有するものである。

と説く所以である。然らば我等が往々、生活に於て公と私を對立させて考へる考へ方は鋭く反省せられねばならない。韓非子は「私行立而公利滅矣」（五蠹）と言ひ又「蒼頡之作書。自環者謂之私。背私謂之公。公私之相背也。乃蒼頡固以知之矣」（同右（註六））と述べて私と公は人生に於て正に相反する二面であると言ふ。この前提に従つて、韓非子は國家社會の秩序を維持する爲には人爲的に、國民が私を去つて公に従ふやうな方法を講じなければならぬと主張するのであるが、個人主義的思想は大凡この考へ方に共通する。先に述べた近代思想としての契約國家論の如きも亦かくの如きものであつて、本來個人的存在「私」である人間が止むを得ず國家・社會をつくるから、公的生活はこの私を抑へることによつて可能であると考へてゐる。公私相反するかの様なこの考へ我等の中にも屢々出て來る考へ方であつて、「公益優先」といふ言葉も亦かゝる常識的考へ方を前提としての言葉に外ならないと思はれる。併しながら、よく考へて見よ。我等が時に私生活と思はれるものに安住し得ることが出來たと思ふ時でも、それは常にそれによつて公の生活を亂さぬとの信念を持つ時ではないか。公の生活を妨げ、あさましき利己的行動をなす場合は、我等は必然

うしろめたさを感じ、私生活そのものを眞に楽しむことが出来ない。このうしろめたさ不快な氣持を卒直に表現したのが我等の祖先の言つたなき心であり、くろき心である。我等の祖先は本來個人的思惟をなし得なかつたから、公に即して天真爛漫なる私生活を樂しみ、かゝる生活に伴ふ感情を清明心と呼んでゐた。

かく我が國の傳統的觀念にあつては、公を離れ公に對立するものとしての私を考へることがなかつたから、私に執着する思想や行動を惡と呼ぶにしても、その惡を以て人生の善に對立する根源的惡とは考へない。それ故我執を以て迷ひといふのであり、禍・罪は直毘神によつて直されて善に還るのである(註七)。罪や惡は哀れむべき一時の變態現象であるが故に、それは救はるべきものであつて憎まるべきものでない。否惡や罪を犯すもの程そのうしろめたさに依つて強く己の本然を自覺し得る。この考からして「善人なをもて往生をとぐ、いはんや惡人をや」(歎異抄)と言ふ様な大慈大悲の教が、日本佛教に於て始めて、現實的具體的教として、強く我等の胸底の琴線に觸れるのである。公的生活と私的生活を對立させて考へる場合にはその何れかを善とすれば他を惡とし共に他を許すことの出來ぬ深刻無殘なる二元的對立を生む。人生に於ける個人と全體との具體的統一の姿を見得なかつた歐羅巴的傳統思想に於ては、永遠に神の御業を妨げる憎むべき惡魔が考へられたり、公的生活を以て單に人爲的となし、甚だしきは偽善的となす無恥なる露惡思想が現れるのである。(これは先に述べた精神と肉體の二元論とも關聯を有する問題である)。次に我等にあつては、私的生活は公に即してのみ存在し、私の自覺は公に歸し本源に歸る契機に過ぎないのであるから、歐米に於て多くの場合最上の道德とせらるゝ犠牲といふことは本來あり得ないわけである。犠牲は個人的存在を本質的なものとして考へる處から出るものであつて、公の爲に私を提供して以て自己を悲壯なりとする道德的自己満足である。然るに我が國にあつては「天皇の御ために身命を捧げること、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民としての眞生命を發揚する所以である」(「國體の本義」)。又實に「凡そ王土には生まれ、忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり、必ずこれを身の高名と思ふべきにあらざ」(北畠親房)である。こゝで「公益優先」の問題を考へて見よう。私の生活は、公に即してのみ存在するものである以上、私の生活の一切は本來公益の爲にあるのであつて、それによつて私の生活も成立する。奉公の大義に依つて自らに我等の身内には臣民的満足感も湧き、快適明朗なる家庭生活も出来る。公益優先を以て公益を先にし私益を後にすることであると機械的に考へるならば、それは依然公私を對立させて考へ、獨立なる私生活も亦あるかの如くに思ふ誤つた非日本的

べき惡魔が考へられたり、公的生活を以て單に人爲的となし、甚だしきは偽善的となす無恥なる露惡思想が現れるのである。(これは先に述べた精神と肉體の二元論とも關聯を有する問題である)。次に我等にあつては、私的生活は公に即してのみ存在し、私の自覺は公に歸し本源に歸る契機に過ぎないのであるから、歐米に於て多くの場合最上の道德とせらるゝ犠牲といふことは本來あり得ないわけである。犠牲は個人的存在を本質的なものとして考へる處から出るものであつて、公の爲に私を提供して以て自己を悲壯なりとする道德的自己満足である。然るに我が國にあつては「天皇の御ために身命を捧げること、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民としての眞生命を發揚する所以である」(「國體の本義」)。又實に「凡そ王土には生まれ、忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり、必ずこれを身の高名と思ふべきにあらざ」(北畠親房)である。こゝで「公益優先」の問題を考へて見よう。私の生活は、公に即してのみ存在するものである以上、私の生活の一切は本來公益の爲にあるのであつて、それによつて私の生活も成立する。奉公の大義に依つて自らに我等の身内には臣民的満足感も湧き、快適明朗なる家庭生活も出来る。公益優先を以て公益を先にし私益を後にすることであると機械的に考へるならば、それは依然公私を對立させて考へ、獨立なる私生活も亦あるかの如くに思ふ誤つた非日本的

見地に立つものであると言はなければならない。

二 家の生活

本來我等日本人の生活にあつては公を離れて私の生活がない様に、その生活の直接的地盤たる家の生活も亦公の生活である。實際家の生活を以て公のものとし、家は我等にとつて臣民となる自然的修練道場であると考へて來たのが我等の傳統である。尤もある意味では確かに單なる自然的人間結合の團體であり、その團體結合の基礎は自然の人情であつて、嚴肅なる道德律の如きは家の生活に於ては始めから考へられてゐるわけではない。然もかゝる生活が直ちに臣民鍊成の母胎であると考へたのが肇國の精神に基く我等の祖先の自らなる考であつた。即ち自然と人は一體として天皇に仕へまつるものであり、従つて物心は又一如であり、我等の精神と肉體は又一如的の主體として、皇運扶翼の大任を負うて生きる。それ故自然的なる現象はそのまゝ神聖なるものであつて、血縁・地縁によつて生み出された我等の存在はそのまゝ神聖なる存在である。まことに産み出すことを神聖靈妙極まりなきことであつて「産靈」と言はれる所以である。人倫はかく

る血統に基く自然の秩序にその基礎をおくものであり、長を慕ひ幼を愛し、中心を仰いで一體たらんとする自然の人情がそのまゝ自覺せられて道德である。我等が道德的存在となるのは本然に還る時であつて——これをまごころにかへるといふ——抽象的思惟や現實的なる便宜に依つて道德律を考へ出した時ではない。既に古くこの理を山上憶良は歌によつて明らかにした。即ち父母を見れば尊し、妻子見れば感し愛くし遁ろえぬ兄弟親族、遁ろえぬ老み幼み、朋友の言問ひ交す、世の中はかくぞ道理(下略)

と。人間本來の情に従つてこそ道理がある。我々は家の生活をする事に依つて、まごころを自覺し、傳統的國民精神を涵養し、臣民的人生觀を固くすることが出来るのである。

之に對して歐羅巴的傳統に於ては、公に對して、私が考へられた如く、家の生活はあくまで私的生活と考へられてゐる。これは前に述べた處に依つても解る様に、肉體を精神に對立させて考へ、生理的自然を以て没價值的現象と見る處から來るものである。家は血縁といふ自然現象を基礎とするものであるから、其處から精神的な價值が出て來る筈がないといふのである(之は佛教でも同様である)。従つて國家・社會・人類の爲に働くことを崇高なる道德行爲とするならば、寧ろかかる自然的生活感情を捨てなければならぬ(彼等にあつては、大體に於て本能生活と人情・まご

ころに基く生活を區別してゐない。かくてプラトーンはその理想國家論に於て、子供は早く國家機關によつて教育さるべきであると論じたが、奇しくも（寧ろ當然かもしれぬが）それは近代共產主義思想の教育論に一致するものがある。「自然に歸れ」と叫んだルソーは、笑止にもエミールを早く親から離して教育する。キリストは「それ我が來れるは人をその父より、娘をその母より、嫁をその姑より分たんが爲なり」（馬太傳）とその教の中に言つてゐる。勿論彼等と雖も親子の情愛を説き、父性愛とか母性愛とか稱してその愛の生活の美しさを説く。特に組織や機械の中に壓迫せられ勝ちの近代生活に於てはかゝる家族愛に生活のオアシスを見出だしてゐる。併しそれはあくまで閉ぢられた私の生活であり、「樂しき我が家」である。彼等にあつては子の親に對する感情をそのまゝ孝といふ人倫の大本をなす徳目とするが如きは到底考へ得る處ではない。

(1) 夫婦生活の意義

血縁に基く自然の秩序を神聖なるものとなし、代々天皇に仕へまつた親の子として、父祖の教のまゝにその家に生きることを光榮とする我等にあつては、家の本質を以て歴史的なる親子關係とすること當然である。従つて夫婦生活は家の維持發展の爲の契機として存在するものであつて、夫婦生活の爲に家があるのではない。この意味に於て、まことに妻は「その家に嫁するの

である」。かくして妻は夫の家の精神を永遠に生かし、父祖の名譽を繼いで皇運扶翼の大業にいそしむ行者を生み育てる神聖なる任務を負うてゐる。而して女子の心理的・生理的特質は夫の精神に従ひ、内にあつて子を愛育するに正に適合したものである。それ故我等の夫婦生活は諾冊二神國生みの大御業に際して示し遊ばされた夫唱婦隨の夫婦生活を實現するものでなければならぬ。然るに世には往々夫唱婦隨の我が國の家の生活の傳統を以て男尊女卑の風であるなどといふ者がある。この考へ方は本來男女は平等なる存在であるべきだといふ、近代的な機械的平等思想に基く淺薄な見解の致す處である。女性の人格を認めないものこそ女卑といふべきであらう。然るに我が國にあつては家の根本的性格は公的なるにある、従つて本來夫も妻も共に天皇に仕へまつる御民であり、神聖な任務を負うて生きるものである。かゝる自覺に基く以上夫婦の間に人格的優劣の存する餘地はないのであつて、夫唱婦隨は各々その本質を生かし分に従つて皇運扶翼にいそしむ夫婦生活の形式なのである。通常男尊女卑と稱せらるゝこと最も甚だしい徳川時代の武士にあつても、我等は武士らしい武士程夫婦が互ひにいたはり合ひ、まさに琴瑟相和の生活を遂げたことを知ることが出来る。所謂「糟糠の妻は堂より下さず」と言はれた精神は武士の間にもよく行はれた精神である。松平定信が身一城の主でありながら、病中の妻をいたはり、絶えずその枕

頭にあつて自ら藥のことや起臥のことまで手を下して病妻を看護した話は有名である。歌に托して人倫を明らかにした人生詩人山上憶良は

憶良らは今は罷らむ子泣くらむその子の母も吾を待つらむぞ

と、濃やかな夫婦の愛情を歌つてゐる。然るに家を以て單なる私の憩ひの場所と見る西洋にあつては、家を夫婦の私的生活の爲のものとして考へ、家の本質を夫婦生活におくこと當然である。従つてあくまで私的なるかゝる家の夫と妻は、その結合も亦私的自由意志に基いて成立するのであるからこの結合を長く維持すべき超個人的精神的原理を缺いて居り、容易に離れ去るべき性格を内に含んでゐる。歐米風の考に影響せられて、單に男女の愛情や好き嫌ひの問題を以て結婚の條件とする様なことは我が國の傳統に反するものと言はなければならぬ。

尤も現代内外の情勢は、右に述べた如き夫唱婦隨の精神に基いて、夫は外に、妻は内にあつて一つの家の職業にいそしみ以て子の愛育を妻が専らするとか、祖先の靈位を圍んで親子夫婦兄弟一體の生活を常にするとか、言ふことは必ずしも出来ない。夫婦が共に外にあつて働くとか、子は早く獨立して一家を構へるとか言ふことを餘儀なくされることが多い。それにしても、否それなればこそ一層我等は、我が國の家の性格を深く自覺して、歐羅巴的なる個人主義思想に陥らぬ

様にせねばならぬ。

(2) 家族國家の意味

家が我等に國體を自覺せしめ、我等をして臣民たらしめる地盤であり自然的修練道場であるならば、家の生活を離れて我等に國民生活と名づくべきものはない。こゝに我が國は家族國家と言はれる所以がある。然るにこの點について屢々誤つた考へ方を以て説明するものがある。「臣民の道」が「我が國が家族國家であるといふのは、家が集つて國を形成するといふのではなく、國即家であることを意味し、而して個々の家は國を本として存立するのである。」と注意する所以である。實際家が集つて國をなすのを家族國家と言ふならば支那の如きも亦家族國家であらう。又世上には我が國を家族主義の國と言つて、そのことを以て家族國家と言ふものもある。併しながら家族道徳を重んずるだけの國ならばやはり支那の如きはそれであらう。更に我が國は家が發達擴大して出來た國であるを以て家族國家といふものもある。これも十分なる意味に於ては妥當でない。「臣民の道」も亦それに觸れてゐる様に、我が國は悠遠の昔に既に國をなし、肇國の精神に基いて氏族國家を形成してゐた。その時既に國に即しての氏であつたのであり、その氏の分化發展したものが國に即しての家に外ならない。この意味に於ては生成的に見ても「國から家へ」であつ

て「家から國へ」ではなし。

我が國が家族國家である所以は、一には國の生命を貫く原理は家の生命を貫くそれと全く同一の人間本來のまごころに基くといふ處にある。「臣民の道」が第二章に於て

天皇は皇祖皇宗の御心のまにまに、親の子を慈しむにもまして國民を慈しみ給ひ、國民は天皇を大御親と仰ぎ奉り、ひたすら隨順のまことを致すのである。これ國即家の我が國體の精華である。

と述べたのは即ちこのことである。換言すれば國即家であるといふことは、家に於ける我等の生活は凡てこれ國民としての生活に外ならぬことである。これを更に別の方面から言へば、家は國のものとしてのみその本質を完全に發揮し得るものなりとの國民的確信が我が國を家族國家たらしめてゐるのである。前述の「臣民の道」が「個々の家は國を本として存立するのである」といふことは即ちこのことである。家の生活が幸福であり、親の有難さの愈々心魂に徹するのはそこに臣民の道が實現せられて來てゐるからである。佐久良東雄の歌

すめろぎに仕へまつれと我を生みし我が垂乳根は尊くありけり
はまさによくかゝる理解に徹した心境を述べたものである。

(3) 敬神崇祖

家に於て親に仕へ父祖の精神に従つて生きんとするは、我々の生命の根源へ隨順せんとする人のまごころであり、本然の人情である。而して我が國にあつては、家は國に即してのみよくその本質を發揮しその存在の意義を得て來たのであるから、このまごころは直ちに以て皇國の道を行ずる精神となる。即ち神の御心のまに、國を治め民をしらしめし給ふ天皇に歸一し、愈々皇祖皇宗・神々の御厚德に應へ奉らんとする。敬神崇祖はかくして我等にあつては、まごころに還る時自らに於て來る行である。「臣民の道」はこのことを第二章及び第三章に於て

孝の第一義は父祖の心を繼いで、皇運扶翼の臣民の道を實踐するところにある。これ我が皇道の神髓である。されば子は父に順ひ、父は祖に順つて共に忠を致すのであつて、家に於ける敬神崇祖はこれを具現する行でなくてはならない。

神と君、君と臣とはまさに一體であり、そこに敬神崇祖、忠孝一本の道の根基がある。と説いてゐる。外國にあつては、敬神と崇祖とはその實踐に於ても理論に於ても離して考へるのが普通である。即ち神は抽象的非現實的實在として考へられ、神を信ずること篤ければ篤い程却つて現實的な家の尊重従つて父祖の精神を繼ぐといふ様なことは顧みられなくなる。西洋に

於て嘗て彼等が持つてゐた祖先崇拜はかくして消滅してしまつたのである。天啓宗教を有しなかつた支那にはそれが残つてゐるが、それは敬神とは別である。然るに我が國にあつては神は天皇の御先祖にましますを以て本體とし、天皇は長くも皇祖の神裔として現御神でゐらせられる。諸々の神々は又皇祖皇宗に仕へまつて皇運扶翼の大業を行じた我等の祖先である。氏神は勿論、あらゆる神社の祭神は凡てかゝる神である。かくの如く我等に取つては、神は本來我等の存在の本源として最も具體的なる存在である。神は我等の信仰の對象ではなくて、渴仰隨順に依つて我等がその中に生きる主體である。かゝる我が國の敬神崇祖こそ神在すが如くにはなく、眞に神いますが故に祀るといふことが出来、我等の家の傳統は敬虔なる家の祭に於て正にそれを實現して來てゐる。而して先祖の神々を祀る祭儀は、實に、長くも宮中に於てせらるゝ祭祀の御模様にて於てその典型を拜する事が出来るのであり、我等の家の敬神崇祖の行事はその精神・形式ともに皇室の敬神崇祖に基いてゐるのである。

武士の興起した頃彼等は必ずしも國體に基く大義名分の自覺を持つてゐなかつたことは前にも述べた通りである。然も彼等の道德が——その始め單に主恩に報いるといふことを骨子とした様な功利的觀念を多分に有つてゐた——よく所謂武士道にまで洗練せられ、更にそれが眞の日本人

の道である處にまで發展し得た所以のものは、彼等が敬神崇祖の念に篤く、その點に於てよく祖先の傳統を生かした處にもあると言へる。武士が戰場に於て名乗りを擧げるのは、祖先の名譽の中に生きる喜びを表現するものである。然も名乗りの中に於て最も名譽とする處は、彼等の家が本皇室に出づることであり皇室に仕へまつた名譽の家であることを述べる場合である。例へば保元物語の一節を見れば直ちにこの様な例に接する。「かう申すは桓武天皇十代の御末、刑部卿忠盛が孫、安藝守清盛が次男、安藝判官基盛、生年十七歳」と名乗れば、一方は「身不肖に候へども、形の如く系圖なきにしも候はず。清和天皇九代の御末、六孫王七代の末孫 攝津守頼光が舍弟、大和守頼信が四代の後胤、中務丞頼治が孫、下野權守親弘が子に宇野七郎源親治とて、大和國奥郡に久住して、未武勇の名をおとさず」と名乗る(卷上、官軍方々手分の事)。まさにこの名乗の中には武人の祖大伴家持が

大伴の遠つ神祖の、その名をば大久米主と負ひ持ちて仕へし官、海ゆかば水漬くかばね、山ゆかば草むすかばね、大君のへにこそ死なめ、かへりみはせじとことだて、ますらをの清きその名を、古よ今の現在に、流さへる先祖の子等を、大伴と佐伯の氏は、人祖の立つることだて、人の子は祖の名絶たず、大君に奉仕ふものと、言ひ繼げることのつかさぞ

と歌つた精神がそのまゝに生きてゐるといふべきである。又封建時代の武將は多く家訓の如きものを残してゐるのであるが、その殆んど凡ては敬神をその最も重要な一句として述べてゐる。例へば北條泰時の貞永式目にはその第一條に「神社を修理し祭祀を専らにすべき事」とあり、義貞記には「中ニモ當家ニハ氏神可_レ奉_ニ尊崇_一也」の句が見え、將軍足利義尙の爲に著した一條兼良の文明一統記には「八幡大菩薩に御祈念有るべき事」と開卷に述べ、北條早雲の家訓早雲寺殿二十一ヶ條の劈頭には「佛信を信じ申すべき事」とあるが如きである。かゝる敬神の念を通じて武士は我が國の神の本質に觸れ、漸次に發達した學問に助けられて神の道を知り、天皇に歸一するの精神にまで自覺することが出来たのである。かゝる敬神崇祖の念は、人を歴史的全體の中に於て見ることが出来ずに單に個人的存在として考へたり、對象的に見られるもののみを存在するものと考へたり、概念的論理によつてのみ權威を説明せんとしたりする、近代の個人主義・合理主義・唯物主義の思想の中にあつては、到底起り得るものではない。況んや理想を單に未來に於て考へ、舊きものを價值なしと考へる様な進化論的見地に於てをや。

最近に至り國民精神の昂揚に伴なつて、敬神の行事が獎勵されて來たのではあるが、それ等が單に形式的團體參拜の様なことに終つたり、祭祀や參拜の形式を正すことのみを終らぬ様にする爲には、先づ家に於ける敬神崇祖の徹底を圖り以て我等のまごころに於て敬神崇祖の本義を感得する様に努めねばならぬ。即ち一家の生活が凡て敬神崇祖の行を中心として展開せられ、家の長上が常に祭祀を重んじ、神や祖先の恵に感謝し恩に報い、以て我が肇國の事實が示す教の大本に反らんとする敬虔なる生活をするならば、子弟は自らその風に化し、個人主義や利己主義に陥ることなく素直な臣民的精神を養つてゆけるであらう。

(4) 家庭教育の問題

徳川時代の平民石田梅巖の日常生活の一節を見るに

平生、朝は未明に起き給ひて、手洗し、戸を開き家内掃除し、袴羽織を着し給ひ、手洗し新に燈を献じ、先天照太神宮を拜し、大聖文宣王を拜し、彌陀釋迦佛を拜し、師を拜し、先祖父母等を拜し……暮がたにも又さうじし、手水し、燈を獻じ、朝の如くに拜したまへり(石田先生事蹟)とある。町人武士道ともいふべき心學の教が、梅巖によつて開かれた所以はまことに此處にあつた。我等にかゝる日常生活が行はれて始めて子弟を教へ導くことが出来る。まことに「臣民の道」が説く様に、「敬神崇祖を忽せにする家庭にあつては、子弟の訓育に於て魂を缺く」のである。かくて問題は自ら家庭教育に移つて來る。

明治以來の我が國一般の風潮は、教育を以て主として知識の授受と考へ——然も西洋の知識を主として——、知識を授受する場所としての學校に於てのみ教育は行はれ得るかの如く思ひ込み、その結果漸次知識教育外の德育・體育さへも凡て學校がそれをする場所である様に考へ込んで來た。教育は學校教育者の任務であつて、家庭や社會は直接教育の場所ではないかの如くに思ふのが普通であつた。この傾向は今日と雖も決して十分に是正されてはゐない。かゝる風潮が出たのは明治の初めの我が國の止むを得ざる國家的要求に基く教育政策に影響されたことでもあるとは言へ、その根柢には、人生に於て價值あり權威あるもの従つて教育の大本たるものは、知識であつて、自然の人倫より出づる秩序ではないと考へる歐羅巴的思想の影響がある。かくて學校に於ける師弟の關係は、單に知識を媒介としての結合に過ぎず人格的なる結合ではないと言つていゝのが一般の傾向であつた。「師道全く地に墜ち、學生の師を尊敬せざる今日より甚だしきはなし」と識者をして歎ぜしめたのは最近までの事である。實際知識は無限に進歩するものであるから、新しい時代の人間程それを豊富に所有する。古い時代、古い人間はその點に於ては權威を失ふのは當然である。世の親達は古い頭の持主であるといふので子に對する權威を自ら放棄し、學校教育を受けた子弟は新人の故を以て自由放縱が許されて來た。然も、この際我が國民の親子

の情愛を重んずるといふ傳統は最も悪い貌で影響した。即ち、權威を失つた——自ら放擲したものであるが——親の子に對する愛情は本能的溺愛として現れ、外人をして蟹螯せしめた程の無秩序困亂の家庭生活を現出したものも少くなかつたのである。

前に述べた様に、我が國の道徳は自然の人情に即した最も具體的現實的なる地盤をそのまゝ、教の出る場處と考へた點に優れたものがあるのであつて、人情を本能と混じたり、教を抽象的思惟に見出すものではない。古今に變ることない自然の人間の至情に浸る生活をそのまゝ、反省の形に於ては、嚴肅なる道の現れと感得するのである。親の子を愛する至情がそのまゝ、親の權威による嚴肅なる教として子に對する時、その人情は本能的溺愛とならぬ。家の道徳的秩序の原理は國のそれと同じであり、家は國に即してのみ、その本質を發揮するならば、親が絶對的權威を以て子を育て、子をして愈々臣民たらしめんとする生活がそのまゝ家の幸福であり、親の喜びでなければならぬ。親の子に對する教育こそ、我が國にあつては教育の根本であり、一切の教育は此處から出るのである。それ故にこそ整備せる教育組織の發達といふ點では、文明國の中最も遅れてゐた我が國に於て、それにも拘らず世界に並びなき程完全に肇國以來の教育の根本精神が受け繼がれて來たのである。今こそ我が國に於ては、家庭が「學校教育に協力し豫習・復習等に留意」す

る程度のことを家庭教育と考へたり、學校の子弟に對する躰に留意し關心する程度に止ることを止めて、家庭こそ教育・躰の基礎であり、父母長上こそ國民教育者の名に値ひする權威ある存在であるとの自覺が勃然として起らねばならぬ時である。

まことに「臣民の道」も述べてゐる様に、明治以前の我が國に於ては家庭に於ける躰は嚴重であり、明治以後に於ても、よく武士道的精神を生かして來た家庭にあつてはその躰は立派なものであつた。其處にあつては、子を愛する至情が峻嚴の中によく生かされ、克己・鍛鍊・節欲の躰を通じて眞に親の情愛が感ぜられる。水戸學中興の名主烈公德川齊昭が子弟教育について家臣吉田某に與へた書翰の一節に

兎角子供は歩行致候がよろしく、朝も未明より起き、水にて顔を洗ひ、薄着にて庭などへ出て、子供相應にいたづら致候がよろしく候。風引き候はば其節あたゝまり候がよろしく、風を引き可申などとして、用心致させ候ては、追々成長の上、公家や町人、出家などの様になりゆき、天下の御爲を致候様に相成らざる故に、何分にも手強く、身體を幼年よりきたへて育て候やう致度、文武ともに出精に被致候が宜しく、文武をはげませ、それにて死に候ほどの子は惜しからず候へば、死に候として苦しからず候

と述べてゐる。國體を明らかにし、人臣の道を説いた大文章弘道館記の筆者に想應しい言葉ではないか。故寺内正毅大將が「到底乃木の及ぶ所に非ず」とまでその武士的風格を景仰讚嘆せしめたといふ乃木將軍の父乃木十郎の教育も亦峻烈を極めたものであつたといふ。例へばある冬の日乃木少年が思はず「寒いく」と言つたのを聞いた父は「寒かつたら着物を着せてやらう」と言つて、彼を井戸端まで連れ出して裸にし水を頭から三桶も浴せたといふ。これより後乃木大將は決して「寒さ」といふ言葉を口にしなかつたといふことである。

偉人志士といはれた程の者は凡てその家庭の教育的雰圍氣によつて、その人格の基礎を築いてゐることは我等の一々例を擧げる迄もないが、中にも熱血の志士吉田松陰の如きは父母の日常生活を通しての精神的薰陶なくして到底考へ得られぬ人格である。

(5) 教育者としての母

家庭教育が臣民としての人格鍊成の基礎である以上、我が國に於ては母親こそ最も優れた教育者であらねばならぬ。而して我等は大楠公夫人を始めとしてかゝる母親を多く知つてゐるのであつて、我が國に於ては女性、母としてまことに高い地位と尊い榮譽とを古來與へられてゐたのである。學問の修業を中途にして歸つた我が子を一步も家へ入れずに去らした中江藤樹の母は、機

を斷つて我が子を誡めた孟子の母と好一對である。明治の先覺者福澤諭吉は當時の社會情勢の然らしむる處故その主張せる思想は別として洵に立派な日本人的人格であつたが、その人格の基礎は彼の幼時、亡父の精神のまゝに生きて子弟を愛育した母の感化にあることは福翁自傳を見ればよく解る。唯物思想に近い思想の持主と見られた福澤諭吉が家庭や母について書いてゐる一節で「父は死んでも生きてるやうなものです」と述べてゐる處は微笑ましい。筆者は先に我が歌舞伎俳優の世界に今尙我が國の傳統的修練の風が残つてゐることを述べたが、先年物故した現六代目菊五郎の母親も亦偉れた母であつたといふ。菊五郎が幼時かの不出世の名優九代目團十郎の下へ藝道修業の爲に預けられた時のこと、少年丑之助（菊五郎の原名）は、その劇しい修業に苦しんだあまり母親へ手紙を書いて、「お母様が病氣とか何とか言つて私を一度家へ歸す様にお師匠様へ手紙を出して下さい」といふ意味のことを述べて送つた。ところがこの手紙を見て我が子の意氣地なしに驚いた母親は、立ち處に子供のよこしたその手紙を團十郎の許へ送つて、我が子をたしなめてくれと頼んだといふことである。歌舞伎劇がその藝術的手法に於て、劇的構成に於て、名實共に今日世界に冠たるの地位を占めてゐること決して故なしとしない。秋田が生んだ明治の篤農家石川理紀之助は大正四年七十一才にしてその生を終るまで一生を農村指導の爲に捧げた偉大なる實

踐家である。而してその人生觀、農村指導の原理は徹頭徹尾日本精神に據るものであり、まさにその業績は二宮尊徳に匹敵するものがある。翁が大正二年ある農村の婦人會に於て、家庭教育就中母の責任について述べた一節に次の様なことがある。

近年何事に對しても、西洋々と云ひ、日本の爲すところを忘れて、西洋の眞似を事とするもの多く、従ひて間違も亦紛生せり。……日本には、日本獨特の神代より傳はれる美風あるにも拘らず之を捨てて西洋の眞似をせんとするは、實に愚の至りなり。日本の風をよく守らば、何も騒がしきことなく、結局 裁判所も監獄もその必要なきに至るべし。……女のなすべき務めは即ち内を守るにあり、女を御内實とも御内政とも云へるはこれがためなり。女若しよく一家の内政を整ふる時はその家必ず榮え行くべし。……

……己れ如何に節儉し辛苦艱難して働くとも、若し子孫の教育宜しきを得ざれば、何の役にも立たず。されば子孫を教育するには嚴重ならざるべからず。かなしとて愛に溺れ、我儘に育つる時は、後日に至り悔ゆること多し。起くる時には一定の時間を守り、寝ぬる時にも正しく寝ねしめ、働く時には働かしめ、學問する時には又十分に勉強せしめざるべからず。而して親は自らよき行をなし、子に手本を示すべし。たとへば朝起きて親に挨拶することを教へん

には、己れ先づ己れの親に敬禮して手本を示すが、最もよき教育なり。親の恩は大なるものなれば、必ず毎朝敬禮せざるべからず。寢床の中より喧嘩を始むるなどは皆禮なきより起る。予の子、孫は皆決して禮を忘れず。頗る嚴格なり。……かく嚴格にする時は決して間違なし。子孫を愛すること強からば強き程教育を厳しくすべし。かくすれば、子孫も後年に至り、厳しく育てくれし親をありがたく思ふべし。……されば子孫を教育するには深く注意せざるべからず。殊に女にはこの子孫を教育する責任大なるものあり。昔より有名なる人は、其の母の教育宜しかりしによるもの多し。(石川翁農道要典)

翁の生涯のモットー「寢てゐて人を起す勿れ」を自ら實踐窮行つとめにつとめた翁の言葉なればこそ言々胸をうつものがあるてはないか。

(6) 禮法につて

近時澎湃としてその復興が叫ばれ、國民學校教育に於ても重要な意義を持つて來た禮法の如きは、正に家庭に於て徹底的に躱けられねばならぬ。禮は決して單なる形式ではなく、まごころの發する處自ら形に現れたものである。内に恭敬の心を持つと稱してゐながら、それが形に現れないならばそれは僞瞞であり、その心とは頭の中だけの妄想にすぎぬ。精神と肉體は本來一如であることは、まさに恭敬和親の心が禮として表に現れずんばやまぬ我等の體驗の示す處である。

この恭敬和親の精神によくその表現の機縁を與へ、愈々その念を深からしめるに至るのが禮の一定の形式である。一定の形式がなかつたならば、我等の精神はその表現の據り處を失ひ、勢ひ表現の形式を恣意を以て定め安易に流れるであらう。恭敬の心は本づく處皇室に隨順し奉り一片の恣意も許さぬ處にあるのであるから、その精神を表現すべき禮にも亦自らきめられた嚴重な形式がなければならぬ。我が國現下の家庭教育に要求せられる重要な事の一つは實に禮法の躱てある。軍人勅諭には「軍人は禮儀を正くすべし」と仰せられてあり、武士の家庭に於て禮儀の躱が嚴格を極めたことはよく人の知る處である。

(7) 物資の愛護

「臣民の道」は續いて家の生活を通じて物資愛護の精神を涵養すべき事を述べる。我等が先づ物質の恩恵を受けて生活する場所は家であつて、正にこゝに於て我等は物質に對する正しき認識を持たねばならない。我が國民の傳統的信念としての物心一如は家庭に於て直接その意義を覺ることが出来る。我等が家に於て生を全ふし得るのは先祖や親の賜うた物資の御蔭である。家に於ける我等の周圍の物何一つとして先祖や親の精神の籠らぬものはない。かゝる最も素朴直接の經驗

を媒介として我等は物質は本來天皇のものであり、天皇の御民が天皇の御爲に生み奉つた辛苦の結晶であるといふことを自覺することが出来る。かくして自然や物質を我等の生活の手段と考へる様な歐羅巴的な不遜な思想は發生することなく、物質も亦神と一體なるものとして敬虔の念を以て考へられるであらう。我等の傳統は物を費ふ時に「勿體ない」と言ふ言葉を使ふ、正に神に對すると同じ言葉ではないか。百姓が稻を收穫するのは、初穂を神に捧げ、秋祭りをやる爲である。(これを單に食糧がとれた爲の神への感謝と考へるのは誤りである。このことは後にも説く)。絶對的唯心主義の見地から物質に頼る生活を極度に輕蔑した禪宗は我が國に於ては、正に日本的物質觀を現實に生かす助けとして大いに我等の生活に貢獻する處あつた。(茲にも外國文化攝取の際に於ける日本的形式を見出すことが出来る)。鎌倉武士の風尚が禪宗の影響によることは何人も認めるところであるが、それは決して禪宗的唯心論に傾倒した結果ではなくて、生死一如の武士的精神の涵養、物質尊重の精神を發揚する助けとしてであつた。五觀の偈(註八)は食事の前に、先づ佛の恩に感謝し、愈々我が德行修業に精進することを誓ふ言葉として朗唱せらるゝものであるが、そこには一粒の飯といへども粗末にしないといふ精神が養はれる。明治の傑僧由利滴水禪師が滴水と名乗つた由來として傳ふる處は、修業時代禪師がある時、手桶に残つた僅かばかりの水を地面に流

し捨てようとした時に、それを見た師の僧(儀山善來禪師か)が一言「もつたいないことだ」と言つた。この一言に悟つて名を滴水と改め、以後天物を決して粗末にしまいと決心したといふ。水戸學の祖徳川光圀の歌には「朝な夕な飯くふことに忘れじな 惠まぬ民に惠まるゝ身は」といふのがある。乃木大將の父乃木十郎希次は毛利支藩の世子の傳役(もつやく)をしてゐた頃、世子(後の毛利元敏、當時總五郎)に、落した飯粒を拾はせようとした。世子が笑つて拾はなかつたので辭色を正して戒め、「粒々皆百姓辛苦の餘に成る、飯粒を忽せにしたまふは、百姓の苦を知らざるにて、此の如くして如何てか君主の器と申す可き」と言つて遂に拾はしめたといふことがある。

眞に物資を愛護しようとならば、物質は凡て神の惠み給ふ處であり、事々物々天皇のものに非ざるものなしといふ自覺に徹するの外はない。安政七年三月傳馬町の牢獄に露と消えた殉忠の士佐久良東雄が山田の國學者足代弘訓に面會した時の話である。弘訓は四方八方の話の末、一個の硯を恭しく取出して東雄に示し、誇らしげに之は光格天皇恩賜の硯であると云つた處が東雄は襟を正して言ふに、天地の間何物か恩賜の品でないものがあらう。我等の身體といひ、住宅といひ、食物といひ、悉く之恩賜のものではないか、今その硯一個を指して恩賜の品といふは甚だ心得がたいときびしく難詰したといふ。この言は固より矯激にして稍々偏狹と思はれるが、東雄の

意は、弘訓が居常その言動眞の日本人的精神に徹せざる處あるを見て、この機會に覺らしめようとしたのであらうといふ(平泉澄博士「傳統」による)。このことに關聯して我等は、今日の日本に於て經濟上喧ましく論ぜらるゝ「私有」「公有」「統制」等の問題があることを思ふ。若し本來の臣民の精神に歸るならば、我等には私有すべき何物もないといふことが解る。我等の生活は凡てこれ天皇より賜つたものにして我等の恣意を以て左右し得るものではない。我等はこの觀念に徹する時、假りに我等の所有に委ねられたる物質と共に、精魂籠めて皇運扶翼の大業に勵み、以て愈々皇國の繁榮を齎すべきであるとの自覺に達し得る。本來我等のものでない所有權を問題として、機械的に物資や産業の問題を扱はんとする抽象的思惟を先づ捨てなければならぬ。況んや内に近代歐羅巴の主義思想を含んで、かゝる思惟に基く計畫を皇道實現の方策であるなどといふ場合には嚴に警戒すべきである。我等に取つて最も必要なことは物資に對する日本の傳統精神への復歸であつて、之なくして物資や産業の問題を考へるのは依然として物質を我等の生活の手段と考へる非日本の思想に出づるものと言はねばならない。又我等に深い自覺あると否とに拘らず、物資を愛護すべきことは今日緊切なる國家的要求であるが、我等はこの機に於て、國民全體の物資愛護の念が「我が國本來の精神に合致する」様に努力し、「單に功利的見地よりするが如き」ことのない様にお互

ひに戒めねばならぬ。かくして始めて功利主義的・便利主義的でない「生活の刷新」が科學的に合理的に行はれ得るであらう。

三 隣保團結の精神の涵養

「臣民の道」が説いてゐる様に、國に即してのみ存在する家の精神は擴充せられて隣保互助より進んで一切和合の基礎とならねばならぬ。即ち一村一郷は氏神を中心とし、長老を尊敬し、舊家を重んずるといふ様に、國や家に於けると同じ秩序の精神に則つて隣里融和の實を擧げなければならぬ。本來我が國は農本國家として發達し美はしい國體の致す處、醇風美俗としてかゝる風が永く維持せられて來たのである。然るに産業交通の發達が都市の發達を促し、近代生活の様式が人の移動を容易ならしめてからかゝる風が衰へて來た。加へて歐米の近代思想は個人主義的な生活が當然の生活であるやうな觀念を人々に與へた爲、この傾向は愈々拍車をかけられたのである。併しながら今や我等は我が國本來の精神に立ち歸り、國民等しく陛下の御民であり共に携へて皇運扶翼のまことを實現すべきであるとの自覺を有たねばならない。

(1) 眞の人格尊重

この自覺に於て、最も具體的なる國民各自の人格の尊重といふことが行はれる。然も思へ、かかる人格尊重は、統一の原理を缺き抽象的にのみ人格を尊重せよといふカント、リップス流の人格主義と如何に異なるかを。人格主義に於ては人格の具體的基礎づけなく行爲の現實的規範を缺くが故に、人格尊重といふ名の下に、各自の自由が無制限に許されねばならなくなつて、結局社會生活は無政府・無抵抗・無干渉を原理とせねばならなくなる。これに反して我等にあつては、自然の秩序を重んじ、權威に隨順することを以て教となし、かゝる人格を以て具體的なる臣民の人格とするが故に、人格を尊重するといふことは、とりもなほさず秩序の中に各自の分を覺らしめることである。それは權威を持つもの、先きなるものが、隨順し、後に來るものを教へ、導き、嚴肅に躡けるといふ行爲に現れて來る人格關係である。

(2) 常會と眞の和合

「臣民の道」が説く様に、今日常會を中心として、失はれんとした醇風美俗を取り戻し、一億一心大御心を奉戴して國運進展の基礎活動が展開せられてゐることは洵に喜ばしい。かくてこそ「舉國新體制の確立に資する」ことも出來「國策萬般の普及徹底」も期待出來るのであるが、常會の

活動については、我等は更に透徹せる自覺を有つことが必要であると思はれる。我等は隣組・町内會・部落會組織によつて國民本來の精神に歸る機縁を與へられたのであり、いはば國の眞體制に歸るのである。従つてかゝる組織は、單に國策遂行の爲の所謂上意下達・下情上通の方便的機關に止るものでなく、我等臣民の一人々々が天皇に歸一し奉ることを最も具體的に知らしめられるものである。然らば我々が常會に當つて最も心すべきことは、常會を以て單に國策遂行の爲に會員や組員にとつて最も都合なる方策を相談する場所と考へたり、下情に即した生活の要求を上部へ提出する機關あると考へたり、會員相互の親睦を圖る場所と考へたりすることのない様にするのである。(勿論之等のことは結果として得られはするが出發點ではない)。常會は先づ皇居を遙拜し氏神に詣ることによつて、我等臣民が神と君とに歸一し、私を捨て去り隨順のまことを致すといふ誓をなすことを以て始められなければならぬ。かくして隣保組織は所謂下からの組織ではなく國の中心にまします絶対的權威によつて、自らに出來たる和合の團體たり得るのである。(近時好ましい事柄であるとして「下から盛り上る」といふことが言はれる。併し我が國にあつては文字通りの「下から盛り上る」ことはあつてはならない。それは我々の渴仰隨順の念が、上からの權威に隨順する事によつて、臣民的熱情が奔出せしめらるゝことを言ふのでなければならぬ。

らぬ。

常會が國民のかゝる根本的自覺の下に進められるならば、其處には活潑なる論議が交されても尙靄々たる和氣を以て終始することが出来る。其處に於ては私を捨てた臣民的人格のみが現れて来るから、凡ての人は公論を吐くの自覺に立つて、自己の國民的な信念を烈々として吐露する。意見の相違などには執着することなく、自らに最も優れた識見に基く意見の下に統一せられてゆくであらう。かくして決定する意見は、特定の誰かの意見と言ふのではなくて、まことに御稜威の致すところであるとの自覺を我々は有つことが出来る。我が國に於ける一切の集會、會議は本來凡てかゝるものでなければならぬ。こゝに眞の和合と公論が實現せられる。これに反して、從來所謂デモクラシイの名の下に行はれた集會、會議は、もと／＼個人々々の集會であるから、其處に於ける人々の意見は凡て私論である。多數の意見と雖もそれは私論の集積であつて公論ではない。公論は私を滅して公に生きるの精神のある處、一人の意見でも直ちに成る。多數決による決議採定の如きは、個々人の主張を纏める爲の妥協便宜の方法に出たものであつて、その様な場合は決議の出來た後と雖も各人は依然自分の主張が十分に貫徹せられなかつたといふ不満を残し、決議せられたことの實行力がなくなる、つまり和合の情態は毫も實現せられてゐない。「國體

の本義」が「私を主張する場合には、矛盾對立のみあつて和は生じない。個人主義に於ては、この矛盾對立を調整するための協同・妥協・犠牲等があり得ても結局和は存しない」と述べてゐる所以である。然るに我が國にあつては、聖徳太子が諭し給ふた様に「人皆有黨、亦少達者」の自覺を有つて人々が私を去る時和への道は自ら開かれる。此處に於ては私を去つた臣民が「上和下睦、カチヒヨル諸_ニ於論_ニ」事「即ち大いに論じ意見を交はして然もまことに「事理自通」であつてその結果「何事不_レ成」である。そこでこれに應じて又「背私向公是臣之道矣」とも論されて居る。公論が出るのはかくしてである。これ「國體の本義」が「我が國の和は、各自その特質を發揮し、葛藤と切磋琢磨とを通じてよく一に歸するところの大和である」といひ、私に執着なきものの集りに於てであるが故に葛藤・切磋琢磨の中に自ら「相互のものの中に敬愛隨順・愛撫掬育が行ぜられる」のである。二宮尊徳が常會を「芋こじ」（本文註）と稱した所以である。

(3) 公衆道德の理念

「臣民の道」は我が國に於て公衆道德が十分に行はれぬことを述べ、今後その方面の修練が必要であり、公共物を尊重し、公共生活に於ける行動をして秩序統制あるものとなすべきことを諭してゐる。確かに我等は歐米の文明國の話聞き、この點に於て我は彼に一籌を輸してゐることを認

めざるを得ない。併しながらこの點について特に我等の留意すべきことは、彼にあつてはその文明は本來都市生活に發し、都市生活の特色である個人主義的理想に基いて、公衆道德が早くから發達したものであるといふことである。従つて彼等の道德思想に於て最も重んぜられたのは正義の徳である。尤も正義といつても廣狹種々の意味を持つてはゐるが、歐羅巴の思想的傳統に於て主流を占めてゐるものはアリストテレスの所謂分配的正義と報償的正義である。これは個々人を公平平等に取扱ふことに理念を置く個人本位の道德である。侵さず侵されず、各々自分の分け前を確保し、それが侵さるゝことを恐れるが故に、他人の生活を重んずるといふ功利主義である。都市生活の秩序はかくして、互ひの損得利害の打算に基いて維持されて來てゐるのである。これに反して我が國にあつては、己を歴史的全體の中に没却し、中心の權威に隨順せんとする農村の生活を主體として道德思想が發達したものであるから、人間の集合體たる都市生活に於ては當然發達する筈の個人意識を自覺するの要なく、然もよく一村一郷の平和が維持されて來たのである。都會的公衆道德の發達しなかつたことにはある意味に於て當然である。併しながら勿論我が國の現狀は公衆道德の確立を急務とし、それなくしては都市生活に基礎を置く歐米諸國をも指導するの資格がないと言はねばならぬ。と同時に我等の公衆道德はあくまで我が國本來の精神に基くべき

ものであつて、個人の利害打算から出る功利的正義の觀念を助長せしめることは絶対に許されないが然もそれは可能である。如何に複雑繁多な都市生活の中にあつても、その統制の權威は常に天皇に基いてゐるとの自覺を有つことである。群集生活の指揮統制に携はるものも、それに服従するものも、この自覺に於て美事な秩序が保たれる筈である。我が軍律の維持せらるゝことが世界無比と誇る所以は、我が國の軍人が命令を凡て天皇のものと考え、命令の出づるや、直ちに己を没して服從隨順するからではないか。我が忠良にして勇武なる軍人が、己の利害打算に基いて秩序と統制ある生活をなしてゐるとは、夢想することも出来まい。然らば我が國民生活の全體が世界無比の美事な秩序を維持するに至ることも亦容易であるばかりでなく、それによつて眞の公衆道德、秩序の精神を世界に教へることが出来るではないか。(公共物の尊重といふことは前述の物資の愛護の問題に含まれる。)

(4) 遵法の精神

續いて「臣民の道」が、隣保團結の生活に於ては特に遵法の精神が涵養されねばならぬと説いてゐるのは、今日の時局に於て眞に大切なことであると思ふ。近時新體制確立とか革新とかと稱して、「ある程度法を破るも亦國家の爲止むを得ない」とか、「法の速やかな改廢を必要とする」とか

主張するものが少くない。甚だしきは法を破る行動を以て國家の爲にした崇高なる犠牲的行爲である。考へ感傷的自己満足に陥つてゐるものもある。かくの如きは結局、法に對する考へ方に於ては歐米流の考へ方と異ならぬことを示してゐる。抑々近代思想に於ける法の概念は、法を以て、人民の契約に依つて出來たものと考へ、従つて法は時代の推移により、人民の會議によつて容易に改廢さるべきものであるといふ便宜主義から出てゐるものである。然も一方に於て、法の趣旨は人間の恣意に出づる行動を制限するものであつて、かゝるつくられたる法あつて始めて社會の秩序が維持されるといふ法至上主義が出て、法治國を理想とする考が出て來る。此等は人間を以て、本來利己的個人的なものと解し、法をつくつてそれに従ふことを以て人間生活が合理化されるといふ、人間の主體性を認めることの出來ぬ卑俗倭小の人間觀に基くものである。尤も専制君主の壓制に惱み、階級鬭争の歴史を持つ歐羅巴に於てかゝる考の出て來るのも亦止むを得ないことかもしれない。之に反して皇祖の御教の中に人間の道が明示せられ、國民は凡て皇運扶翼のみこともちとして、神聖なる主體的存在である我が國にあつては、法がかゝるものとして解せられることは絶對に不可能である。我等にあつては、法は皇祖皇宗のみことものに基くものであつて、つくられたものとしてそれに便宜的に従ふべきものでなく、唯それに隨順することあるのみである。「承諾必謹」とはかゝる法に對して我等の守るべき道を諭された御言葉である。言ふまでもなく我が國の法は帝國憲法を以てその大本とするものであるが、それは「萬世一系の天皇が『祖宗ニ承クルノ大權』を以て大御心のまゝに制定遊ばされた」(「國體の本義」)ものに外ならず、憲法發布の際の御告文に

皇祖皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス
と仰せられた聖旨に出づるものである。然らば我が憲法は唯我等のひたすら遵奉隨順することによつて、我等を臣民たらしめ、萬邦無比の國體を實現せしめゆく生命ある大典である。それ故これには又外國の法の様に國の元首の行爲を制限する爲の法ではない。憲法第一條に示されてゐる如く「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」るのであつて、天皇は常に皇祖皇宗と御一體であらせられ、決して個人的存在としての天皇ではない。もし我等が天皇を個人として見奉るならばそれは天皇の御本質を理解せぬのであつて現御神としての天皇は常住皇祖皇宗と離れさせ給ふことがないのである。憲法第四條に於て「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とあるのは、天皇の御行爲を制限し奉る意味を述べたものでなくて、憲法の主體であらせらるゝ皇祖皇宗と御一體たる天皇が、御自らの御意志に於て國を御統治遊ばされることを

言ふのである。即ち憲法は實に天皇と一體たるものであつて、皇祖皇宗の御遺訓を永世に現示せられる生命ある主體である。

我等が一般に國法に遵ふ場合この憲法を奉戴するのと異ふ態度であつてはならない。即ち「我が國の法は、すべてこの典憲を基礎として成立する……(すべての法は)結局に於ては御祖訓紹述のみことのりたる典憲の具體化ならぬはない。従つて萬法は天皇の御稜威に歸する」(「國體の本義」)のである。然らば我等が法を遵守するといふときに、世上往々淺薄に考へてゐるやうに、單に法の制限を超えぬとか、その埒外に出てぬとか言ふ消極的なものであつてはならぬ。身を挺して法を守り、法の精神を全身全靈をこめて發揚することこそ遵法である。我等が隣組・部落會・町内會等の規則に従ふ場合もこの精神を以てすべきである。然らば輕々しく法の改廢を主張するが如きは臣民の道に副ふ所以ではないことが解るであらう。勿論個々の法は時に改廢せらるべきことは當然である。併しながらそれはあくまで御稜威の致す處であつて、臣民たる我等の要求・主張・我見によつては絶対に動かされぬ。最近經濟統制の強化に伴つて、統制の目を逃れて所謂闇取引をなすものや違法を敢てするものが少くないにつれて、その對策として取締法の強化を叫び、かかる不徳漢は嚴罰にすべきであると主張するものがある。之亦法を以て單に人間行動を制限する

手段と考へ、法の改廢強化が我意によつて達し得られる様に考へる處から出る主張である。我が國の法は本來天皇の御愛民の政治理想を示されたものであつて、臣民の行爲を束縛するものではない。憲法發布の際の御告文に

條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ
益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ

と仰せられた如く、法の精神は宏大無邊の天皇の大御心を臣民に自覺せしめる處にある。迷の結果、過を犯した國民に對して、法の強化のみを以て臨むことを事とするが如きは、大御心に副ひ奉る所以を知らず、己の主張・權力を以て民に臨まんとする非國體的思想である。不徳義の臣民に對しては、その迷を覺まし、遵法の精神を鼓舞し、以て天皇の御仁慈に感激せしめることを臣民の道ではないか。

四 職 業

「臣民の道」は最後に職業を通じての臣民の道の實踐について力説する。我等の生活は一面から

之を見れば職業生活である、國民にして職業を持たぬものは本來あつてならない。子供や學生の生活は職業に就く迄の修練の生活であり、家庭に入る婦人は夫の職業を内に於て助ける任務を有つものである。實際「國民各々自己の職業を通じてよく國家奉仕のまことを致さねばならぬ」のである。ところで職業の問題は生産の問題・經濟の問題と表裏をなすものであるから、茲でそれ等の意義について明確なる把握をなすことが必要である。

(1) 生産・職業の本義

抑々我が國に於ては「國體の本義」に述べてゐる様に「畏くも肇國の當初に於て、皇祖が親しく生業をさづけ給ひ、經濟即ち産業が國の大業に屬することを御示し遊ばされた」のであつて、我等の生業は皇祖が愛民の思召によつて我等に授け賜はつたものであつて、農蠶の業の如きは畏くも皇祖御親ら我等の祖先に御示し遊ばされたものである（「臣民の道」第二章參照）。それ故我等が職業に従ひ、生産にいそしむのは皇祖皇宗の蒼生撫育の大御心を拜し、御恩徳に報い奉るつとめに外ならない。こゝに君民一體の道が實現せられるのであつて職業生活即道の實現である。言ふ迄もなく我が國の生業の大本は、崇神天皇の詔に

ナリハヒ
農は天下の大本なり、民の恃みて以て生くる所なり

と仰せられた如く農業である。而して農業ほど我が皇國の道を直接に實現し得る職業はない。天地の法に隨順し、自然と一體となり、耕作をつとめとなす心境に至つて、私を忘れ一家一郷一心一體となつて業にいそしむに非ずんば、農は生業としての實を擧げることが出来ぬ。古歌に

この秋は雨か嵐か知らねども今日のつとめの田草取るなり

とある様に、我等は農業に於てよく臣民の道の精神を體現出来るのである。なりはひは本來農を意味し、後に漸次あらゆる職業を意味することとなつた意味を我等はよく考へ、如何なる職業に従ふとも、良農の心境を忘れてはならぬ。近時勤勞精神が鼓吹せられるにつれて、人々は夫々の方面に勤勞を捧げてゐるのであるが、我等はかゝる場合につとめて農業勞働に従事する様にすることが最も望ましいと思ふ。

(2) 誤まれる近代的職業觀を取り去るべきこと

かくの如く、我が國にあつては、勤めることは臣民の道の實現であり従つて勤勞の生活に於て我等は人間となる喜びを感じるのである。なりはひは正に我々が臣民になりて生ひゆく（註九）ものでなければならぬ。然るに近代歐羅巴思想の影響を受けて、職業生活を以て生きる爲の手段と考へ、勤勞は家庭生活や個人生活の娛しみの糧を稼ぐ方法であると考へて來たことは否定すべか

らざる事實である。「働かざるものは喰ふべからず」といひ「涙と共に植えるものは喜びと共に穫るものなり」とかいふは労働と生活を區別する功利主義的人生觀を表明したものである。この考へ方からすれば生産品は單なる生きる糧であり、商品である。それは自分の爲に働いて取るものであり、生きる爲に必要なものを買ふ爲に賣る商品である。かくて労働量が商品の價値を決定するといふ様な労働價値説が出て、生産品の分配をこれ事とするが如き政治論が輩出する。理想社會とは働くもののみが食へる社會であるといふ考が出るに至る。凡てかゝる考が出て來るのは、生産を以て取る爲のもの、自己が生きる爲のものと考へて與へる爲のもの・生かす爲のものと考へ得ず、生活と職業・道德と經濟とを分離して考へる様な抽象的人生觀に基くのである。

勿論右に述べた様な考へ方は誤りである。それは我が國の道に照して明らかなことであるのみならず、最近の學術的研究論文は我等に屢々教へる處である。即ち未開野蠻と稱せられる人々の生産活動を見るに、彼等は本來自分達の生産を利己の爲にするとは考へてゐないのであつて、生産に於ける彼等の最大の目的は、精魂こめた己の生産品を神に捧げ隣人に與へることにあるといふ。所謂「經濟人」の觀念は、人生に於ける高貴なものを見落し、唯その生物的面のみを抽象して得た思惟の産物に外ならなかつたのである。實際考へて見よ、我等は自分唯食はんが爲にのみ働いて

てゐると思ふならば自らの魂を汚辱したものと感ずるではないか。今や我等は職業・産業に關して把握してゐた我等の祖先の觀念に立ち歸らねばならない。「營利を主眼とせずして生産そのものを重んじ、勤勞そのものを尙ぶ」我が國職業の根本義を自覺せねばならぬ。實際生産に従ふことを以てつとめとし、奉公とする「精神が旺盛であれば自我功利の心の起こることはない」のである。現代我が國の産業は世界を驚倒せしめる迄の發展をなし、特に現在の生産擴充・軍備充實の爲の産業界の躍進は眞に眼覺ましいものであるが、之は我が國民の心魂に眠つてゐた奉公の精神が時局に眼覺めて活動した結果であるとしか考へ得られない。若し國民が利己の爲にのみ働くとするならば必ず不平不満が絶える事なく、能率が低下するであらう。單に生活の平等、公平な分配といふ様な低俗なる目的を追ふ社會主義社會に於ては、殘酷無殘な權力による強制労働なしには國家の生産力を増強せしむる方途はない。かくして嘗て、報徳の念が經濟活動の源泉であり、推讓がその目的であると説いた二宮尊徳の思想や、「經濟とは國土を經緯し、蒼生を救濟するの業なり」(經濟要録)と説いた佐藤信淵の教が、現代的意味を以て新に登場せねばならぬ。産業報國運動の理念も亦これ以外にはない。かゝる自覺に徹する時、近代産業組織に於て、兎角起り勝ちな、利益關係に於てのみ人と人との關係を見、人も亦、それを怪しまない様な忌むべき現象をなくするこ

とが出来た。實際誤れる近代の經濟觀は、會社や工場に於ける人間關係を利益を目的とした取引關係であると考へ、何等の人格的結合を其處に見ることが出来なかつたやうである。人は又これを利益社會の當然の現象と見てゐた。併しながら優れた學者が既に明らかにしてゐる如く、如何に利益を目的とした社會に於ても人倫に基く人格關係なしにはその社會も成立し得ないのであつて、道を実現するの精神こそ社會をして社會たらしめるものである。我が國にあつては、如何なる工場・會社にあつてもその中の人間は相互に陛下の御民として敬愛・指導のまことをつくし、大和の實現せらるゝ中に皇運扶翼のつとめを果すべきである。

(3) 現代産業と農業

「臣民の道」は更に進んで農業や商業について現代に即した警告を發し反省を促してゐる。既に述べた様に農こそ我が國民の生業の大本であり、農業精神こそ一切の産業の精神的基調をなすべきものであつた。

然るに「臣民の道」が述べてゐる様に「明治以來の經濟・産業の變化は次第に農村にも大なる影響を及ぼし、やゝもすればこれを疲弊せしめてゐる」のである。この原因は農家自身が農の尊重すべき所以を忘れ、農産物がむすびの神業に參じた臣民的行の生きた結晶であるといふことを認識せ

ず、勃興する近代産業の魅力に壓倒されて農産物を以て商品と觀じた處にある。即ち農産物を生
活資料を得る道具と考へ、それによつて利益を擧げようとしたのである。かくては農産物は到底、
營利本位・自由競争によつて機械的に大量生産した近代の工業製品と市場價值に於て匹敵し得る
筈はない。農村は商業都市、工業製産の犠牲となつて疲弊するのは當然である。今や營利本位の
商工業はその體制を改めざるを得なくなり、我が國の産業は肇國の精神によつて貫かるべき時期
に際會したのである。農村や農民は今こそ、我が國の産業の大本であり皇道實現の直接的行であ
る農に生きるの榮譽を自覺し、一切産業の指導的地位と古來の士農工商といつたその誇りとを確
保しなければならぬ。まことにかゝる「神聖なる業務を近代的唯物思想のために汚すが如きこと
なきやう心せねばならぬ。」

(4) 傳統的職人氣質

實際自己の生産したものを利を獲る對象と考へるが如きことは、我が國の産業人のよくなし得
なかつた處である。生産は神聖なるむすびの行に參ずることであつて、生産することは人も技も
物も一體となつて神業を行じてゐることなのである。その結果生れ出づる生産品は最早物質では
ない、生きた精神のこまれるものであり、生産者自らがそれに對しては尊敬すべきである。かゝる

ものを如何にして利を得る手段と考へることが出来ようか。我が國の工人は特にこの精神を傳へてゐる。名人氣質の本質が利によつて動かされぬ處にあることは我等のよく知る處である。その氣質の發展する處職人は「宵越の錢を使はぬ」といふ様なことを誇りとする事すらあつたのである。武士の魂、日本刀（この用法は武士にあつては決して比喩的用法ではない。刀に眞に精神ありと考へてゐたのである）を鍛へる場合は今日でも尙そのまゝ、最も嚴肅なる行的様式を傳へてゐる。刀工は先づ食色をつゝしみ、齋戒によつて身心をきよめ、袴を着し威儀を正す、仕事場には注連繩を張つて神を安置する、かくて神人合一の境地をつくつて刀を鍛へるのである。こゝにあつては鍛刀の業は刀工自身の業でなくて神の働きてある。かくの如き生産の態度は佛像を彫刻し、繪畫を描く場合にあつても、名匠にあつては全く同様であつたことを我等はよく聞かされてゐる。描いた美人の繪が軸を抜け出したり、彫像が生きたりする話が傳へられ、村正の刀にまづはる傳説が語られるのは深い意義のある處であつて、決して淺薄なる科學觀によつて一笑に附し去らるべきことではない。工人の理想は文字通り「技神に入る」ことである。固より近代工業生産に、往時と同様のことを望むのは出来ない處であらうが、併しその精神に於ては決して變つていゝ筈はない。事實は明治以來の我が國の工業に携はる者には、少數の手工業者を除いては、傳統的精神

が全く失はれてゐたと言へる様である。工場は企業家の私物であり、機械は單なる道具である。労働者は賃金を得る爲に、與へられた時間だけ肉體を動かせばいいといふのが工場を取り巻く人の通念であつた。嘗て世界の市場に於て日本製品は粗惡であるといふ國辱的批評を受けたのも故なしとはしない。併しこのことは名譽ある我等の工人先輩に對し申譯ないと言ふ様な言葉ですまされぬ記録である。今やあらゆる工場・仕事場は神業の行ぜらるゝ場所にまできよめられてこの恥辱を雪ぐべきである。

(5) 國體に即した商業

徳川時代の士・農・工・商の順位を以てする階級制度は露骨に商業の賤しむべきことを表明してゐる様に見える。之は義を重んじ利を得ることを以て最も賤しいことと考へた武士の道德思想に出るものであつたとすべきである。併し商業は決して賤しむべきものでもなければ必要のないものでもない。「臣民の道」が述べてゐる様に「商の本質は物の需要者と供給者との間に立つて有無相通ぜしめ、以て圓滑なる國民生活に寄與するところにある」のであつて、特に近代産業組織の中にあり、又現時の經濟情勢にあつては物資の圓滑にして合理的なる配給の爲にも必要缺くべからざるものである。かゝる國家的要求に應へてその業に勵む者が、その結果として利益に與るこ

とは當然であつて、それを「利益」といふ言葉を以て呼ぶことすら不自然である。徳川時代の末期世が享樂に流れ、それに乘じて營利を主とした商人が最下級におかれてゐた。明治維新に際して其を是正すべかりしに却つて、個人主義的營利主義がそれを助長したのは残念なことであつた。即ち兎もすれば道を忘れて利己的利益本位に趨るといふ勢をなしたのである。併し我が國の商人の傳統的精神は決してそのやうなものではなかつた。即ち商人は商を通じて道を実現すべきものであり、商はそれによつて臣民となるべき道であるとの精神が傳へられてゐる。近江商人二代目中村治兵衛の家訓には「他國へ行商するも總て我が國のみを思はず、其の國一切の人を大切に私利を貪る勿れ、神佛のことは常に忘れざるやうに致すべし」とある。町人石田梅巖は心學を創め、商人道を鼓吹して商人の爲に萬丈の氣焰を擧げて、「日本唐土にても、賣買に利を賣ることは定りなり。定りの利を得て職分を勉むれば自ら天下の用をなす。商人の利を受けずしては家業勉まらず。吾が祿は賣買の利なるゆえに、買人あれば受るなり。呼ぶに従つて往くは、役目に應じて往くが如し。欲心にあらず」(都鄙問答)と言ひ、又商人の目的は道を知るとあると斷じて「商人の道を知らざる者は貪貧を勉めて家を亡す、商人の道を知れば欲心を離れ仁心を以て勉め道に合て榮るを學問の徳とす」(同前)と言つてゐる。民衆の教石門心學が、商人の本據の京阪に

於て、先づ大いに擴まつたのは、わが國の商人一般に道に生きんとするの精神のあつたことを裏書きするものである。

更に我等に興味深いことは明治の日本産業界を指導した大商人には武士の出身者が多くあつたこと乃至武士的教養を身につけたもの多かつたことである。(徳川末期は墮落せる武士が多く出てゐる反面、既に此の頃武士の家庭生活の様式が町人の家に浸潤して、立派な士風を持つものが少くないのである。)かくして皮肉にも武士の精神が商人を通じて明治年間に傳へられてゐる事實は決して少くない。天下の町人福澤諭吉がその人格に武士の面目を維持してゐたことは先にも述べた。戦時「献金」の創始者は彼であると言はれてゐる。幼時から武士に等しい教養を與へられた嘗ての實業王澁澤榮一は生涯の目的を商業と論語の一致におき、自ら實踐躬行した。彼は晩年「不肖ながら私は論語を以て事業を經營して見よう。從來論語を講ずる學者が仁義道德と生産殖利とを別物にしたのは誤謬である。必ず一緒になし得られるものである。斯う心に肯定して數十年間經營したが、大なる過失はなかつたと思ふのである」と信念を以て豪語してゐる。經濟と道徳を無縁の様に考へた自由主義華かなりし當時、かの實業王はよく我が國商人の傳統的精神を傳へてゐるのは愉快ではないか。現下我が國の商業界のある意味の混亂は、眞に臣民の道に即した

商道を確立することによつて救はれると思ふ。まことにあらゆる職業は凡て皇運扶翼のつとめを行ずる爲にある。職業に従事する者が凡てその自覺に生きるとき、己の職業の神聖さを自覺し、勤勞することこそ喜びであり光榮であると感じることが出来る。「國體の本義」にも引用してある橘守部が

世人、直に大宮に事ふるのみを奉公といへども、此照す日月の下に、天皇に不事人ツカヘヌやはある。武士の官司ツカサツカサを將ヒキキます、かけまくも畏き御あたりをはじめ、下がしもに至るまで、只高き卑き差等サテこそあれ、咸コトモトく君に仕る身にしあれば、物を書くも君のため、疾を治すも君のため、田を佃ツるも、商ひするももとより君の御爲なれど、卑賤身イナシキミは、遙トホザカに下に遠離れば、只近く世人のために勞イダツくほどの天皇への事ツカヘはなきなりと述べてゐることをしみ／＼思ふべきである。

第三節 結 語

以上「臣民の道」第三章に説く處を、その重點を中心として解説敷衍して來たのであるが、筆を

擱くに當つて尙二三の事について特に記し、以て讀者に考へて欲しいことがある。

臣民の道の實踐といふことは、日に／＼臣民となつてゆく修練である。かくして我等は臣民としての理想的地位に達することを生涯の課題としなければならぬのであるが、我等のいふ理想とは、無限の未來に抽象的に描かれた絶對境といふ様なものではなくして、肇國の事實に於て示され、一君萬民の美はしい國史の發展の中に歴代の天皇の御教に基いて、我等の祖先がそれを常に實現して來たものである。然もそれは常住不斷の臣民各自のつとめなしには實現されることのないものである。我等の理想は、近代思想の多くが述べる、其處に達すれば絶對平和絶對安心があるといふ様なものではない。實際かゝる理想を求むることに、既に懈怠・安逸を正當化せんとする潜在的主張があると思ふ。我等に於ては、理想に達したりとして止ることあつてはならぬ、常住「臣民となる」ことが目的なのである。まことに修練とは、「業隱」に於て山本常朝が修行する事は、一生止むる事はならず。見つけたる分にて、その位に叶ふ事は思ひもよらず、只これも非也々々と思つて、何としたらば道に叶ふべきやと一生探促し、心を守りて打ち置く事なく、修業仕るべきなりと言つてゐる如くてなければならぬ。

上來述べて來た事柄凡て我等の日常卑近の生活に即して行はれ得るものであると共に、又一面最も至難な事でもある。我等の主張を以て理想論に過ぎると人が言つても、それは決して一概に責めらるべき言葉ではない。併しながら、我等が今日の我が國を思ふ時、この至難な要求が實現せられてこそ我が國の世界史的使命を果し得ると覺ることが出来るであらう。歴史を顧みる時、たとひ脈々たる日本精神は絶えず底に波打つてゐたにもせよ、事實道の實現に盛衰はあつた。然も一朝國難に際會するや我等の祖先は、身を躍らせて國難に殉じ、父祖の精神を繼いでその魂を恥かしめることがなかつた。之畏くも明治天皇が御製に

しきしまの大和心をいしきはことある時ぞあらはれにける

と誦し給うたところであるが、國難打開についてのかゝる歴史的事實が可能であるのは、世を擧げて浮華輕薄、道の衰へたる時勢にあつて尙逆境の中に道にいそしむ眞の日本人が存在してゐたからである。我等が至難な道の修練に生き以て國家を磐石の安きにおくことの出来るのは、吉田松陰の謂ふ所の「逆境を語る」ことが出来ることである。我等に取つて今日の最も必要なことはまさに自らを、逆境に生きるものと覺悟することであらう。而してまさに我等は現在光榮ある逆境にゐるではないか。然も、今次の戦を通じて皇國の道がやがて世界を救ひ萬邦をして各々その

所を得しめると確信するならば日々のつとめがそのまゝ限りなき愉快の生活となるのではなからうか。

かゝる自覺の確立にこの解説が役立つならば筆者の喜び之に過ぎるものはない。而して乞ふ、これより再び「臣民の道」を味讀せんことを。實際は本解説は「臣民の道」を讀む前提であつたのである。

最後に「臣民の道」第三章本文及び本解説中に於て特に註解を要すると思はれる語句若干について註を附する。

【註】

(一) 「臣民の道」本文の語句

機 「教と學とが道に歸入するの機を修練または行といふ」と本文にある。機は時、數、期、節といふが如くに甚だ困難なる語である。根機、機縁などの熟語に用ひられる。機熟しても、ものなると考へれば最も了解し易いであらう。本來自己の心性に有したものが教法の爲に激發されて活動する心の働きである。「臣民の道」の用法は更に廣く用ひてゐる様である。即ち教・學が我等を激發して身心一體の「我」が勃然道に歸入せんとする活動を言つてゐる様に思はれる。

天雲の向か伏す極み、谷嶮のさ渡る極み 字義のみを言へば「天の雲が遙か向ふに低く臥したる様に見える廣

大の土地もすべて、又ひきがへるのはひ渡る邊鄙な土地もすべて、即ち土地といふ土地すべてといふ事で、皇大神に對する祈年祭の祝詞にも同様の意味が述べられて居るが、萬葉集にある大伴家持の長歌「陸奥國より金を出せる詔書を賀^{コトホサ}て」の中の一節。この歌は有名な「海ゆかば水漬く屍……」の一節を含む家持の烈々たる忠君思想を歌つた古來最も著名なものである。

鎮護國家 國家を鎮め守護することであるが、平安朝時代に於て、佛教が漸次日本化されて來るや、佛教こそは國家を鎮め守護する教であると説かれ、以來この言葉は佛教に關聯した言葉の様な意味を持つてゐる。源平盛衰記に「南都・北嶺は國家鎮護の道場、天臺・法相は天下太平の祕要也」(卷二十五)とあり、又保元物語には「總持院をば、鎮護國家の道場と號して、不退に天下の護持を致す」(卷下「朝敵の宿所焼拂事」)とある如きである。

氏 上代我が國民生活の基本をなしてゐた團體で氏族ともいふ。之は同一血族に屬すと信ずる人民の團體であつて、この團體の首長を氏ノ上といひ、團體員は氏人である。氏は氏ノ上が祀る氏の祖神氏神を生活の中心として、祖孫上下一體の共同生活をなし以て朝廷に奉仕してゐた。氏にはその祖先に従つて神別・皇別・蕃別の三種があるが、それノ上ノ上ノに率ゐられ世襲の職業を持つて天皇に仕へまつてゐた。氏については「國體の本義」にも詳しく述べてある。

誤される合理主義 「臣民の道」は此處では合理主義一般を斥けてはゐない。實際人生に於ては合理的であることを以て善惡・正邪・眞偽の標準とせねばならぬことが多い。併し同時に人生には理論的のもののみ知ることの出來ぬ眞理がある。理論的眞理は人間が自己の頭腦で判斷し得る現象についてのみ言はれ得ることであつて、知的には知られない處の人間そのものの存在の根源をなす歴史や權威の世界をも理論で判斷しようとするは人間の潜上である。これが誤れる合理主義である。

氏神・氏子

氏神は右に述べた一氏族の祖神を本體とするが祖神ではなくともその氏族に特に由緒ある神を言つたり、又は一氏族の守護神を言ふ場合もある。氏族時代に於ては氏神は氏の共同生活の最高統一體として重要な意味を持つこと當然であるが、氏族制より發達した我が國にあつては、この傳統をよく傳へ、一村一郷には必ず氏神として鎮守の神を祀り、その神社を中心とする生活に於てよく傳統的國民精神を保持し得たのである。氏子は氏神を同じくする人民をいふのである。又其の土地には土地の神があると信ぜられて居たが、後にはその土産神が氏神と混同した。

彼岸會 彼岸は「到彼岸」の略である、彼岸は佛教上の理想境―煩惱の世界を超えた解脱の世界―で、こゝに到るには日の精進を要するのであるが、一般人にはそのやうな精進を望むことは難かしいので、期日を定めていはば佛道精進週間として設けたのが彼岸會である。年二回、春分秋分の日を中にしてゐるが、その因由は淨土を西方にありと考へ従つてその日太陽は眞西に達して淨土の東門に入るとする淨土教の思想に基づくとも言はれる。この起源を印度にありといふ説もあるもそれは疑はしく、我が國平安朝初期に始つた行事であらうといふ。この行事は前述の如く本來佛道修業を目的としてゐるものであるが、それは寧ろ祖先を祀る行事の一として今日に傳へられてゐること周知の如くである。之に依つて敬神崇祖・報本反始のまことに生きんとする我が國民的傳統と結びついてのみ佛教が發達し得たといふ典型的事例を見る事が出来る。

于蘭盆會 梵語 Ullambana から出た言葉で、之は佛徒が孝を申べ恩を報ずるの祭を言ふものである。彼岸會と同じく早くより日本化されたものである。この祭は孝道を行ずるものなるを以て在家の間に多く行はれて來たが、祖先崇拜の傳統と合致して早くより盛んに行はれて今日迄續いてゐる。而して之は祖先崇拜の傳統に基づく國民的行事としては最も重大なもので彼岸會よりも内容形式共に嚴肅に行はれる。最近の研究によれば于蘭盆會は佛教と何の關係もない古代よ

りの日本民族の信仰形式であるとも言はれてゐる。何れにしても佛教が國民的傳統に結合してよく自らを國民的なものとして發達せしめ得た事例を此處でも知ることが出来る。

銀も金も玉も何せむにまされる寶子にしかめやも 山上憶良の歌である。憶良の親子の情愛を述べた歌は

外にも萬葉の中に數種あつて何れも切々我々の胸を打つものである。この人情詩人憶良は同時に解説中にも述べた如く人倫を明らかにする道德詩人でもあつた。其處に日本人山上憶良を發見すると共に道德の本質を知ることが必要である。

五人組・十人組

五人組は江戸時代農工商三階級に於て組織された隣保組織の單位を言ふ。その淵源は古く大化改新の頃に定められた五保の制にあつてこの制度は後に保となり、或ひは組町、組郷、組村と沿革し變形して、近世に入つて五人組となつたのである。豊臣秀吉の發した掟書には辻切すり・盜賊防止の爲に侍は五人、下人は十人（一人が一戸を代表し従つて五戸及び十戸となる）づつ組合を結び相檢察せしむる旨を令してゐる。江戸時代に至つては浪人取締耶蘇教禁止の勵行の必要上五人組に關する法令が多く發布せられて形式内容ともに完備の域に達した。但徳川時代の五人組は農・工・商三階級に限られたもので、公家・武家は之に入らぬ。又同じく五人組でも都市と地方では趣を異にすること勿論である。五人組の發達する處、組員は相互に吉凶相助け、災害相救ひ、組員中違法者の出た場合には連帶でその責罰を受くる等洵に美しい隣保精神を發揮したものであつて、我が國獨自の美はしき隣保組織として大きな歴史的意義を持つ。現在の隣組制度が五人組制に示唆を得て發展したこと勿論であるが、「臣民の道」の説く如く意義は五人組に比して一層深く高いものがある。即ち隣組はそれを通じて我等が天皇に歸一し御稜威に生きる喜びを感得すべきことを目的とするものであつて、單に政治的・行政的目的達成の手段に止つてはならぬのである。

十人組は比隣十戸を單位としたもので、本來は豊臣時代のものであつて、徳川時代は五人組を本體とする。

芋こじ

今日の所謂部落常會を二宮尊徳はかく名づけて獎勵し又その意義を高調してゐる。意味は常會で人が集つて論議を交へ、人格的接觸をなす中に夫々互ひに他によつて磨かれ識見を高める修練をする。それは正に芋洗ひで芋と芋とが擦り合はされてきれいになつてゆくと同様であるといふのである。それで特に注意すべきことは指導者が自己の理論で統一しようとしてはいけない、さうすれば芋は破壊する。指導者は只梶とり役で悪い方へ向はないやうにするだけである。こじはこすり合ふことである。

一夫耕さざれば天下その飢を受け云々

管子の「一農不耕、民有爲之飢者。一女不織、民有爲之寒者。」とあることから出る。併し管子の意味する處には民主的功利思想が入つてゐる。我等にあつては耕織はすべて天皇の御徳に應へ奉るつとめでなければならぬ。國民が飢えず寒えずるのは御稜威の致す處であつて我等の力ではない。

(二) 解説の語句

註一 「人間は思惟する輩である」とはパスカル（佛・一六二三—一六六二）が「思索録」に述べてゐる言葉であるが、この言葉は人間の現實に於ける無力さを現すと共に、思惟することがいかにも高い價值であるといふことを巧みに表明した言葉としてよく一部の知識階級、思想家に愛誦される。併しその愛誦する氣持の中には往々、自らを無力なものとしつゝも一方に抽象的思惟の力に自ら陶醉して自己満足を感じるが如き不健全なものが含まれてゐる。

註二 道德律の存在といふことに宗教的法悦感を味つてゐたカントにしても、具體的な道德行爲の規準を求める時は、それが一般人に通用するか否かといふやうな點を一々吟味して決めてゐる。例へば「自殺」が何故悪いかは、皆が自殺を肯定するとすれば人類は生存し得なくなるからといふやうなことから判斷してゆく。こゝではかういふ考へ方を言つてゐるのであつて、カントの考へ方は結局自然科学的であるといふことは今日哲學者達も言つてゐる。カントにして然り、

近代哲學者の傾向は(少數の特殊な思想家を除いて)大體同様であること勿論である。

註三 禊といふことは、日本人としては最も嚴肅に考へなければならぬ方面がある。それは伊邪那岐大神が修理固成の
大行の最高頂點に於てなし給ひし行事で、神否な日本人としての作用の究竟地である。故に天皇が神を御祭りになると
き之を行はせられ、又神官が接神の行事として之を行ふ。普通の人は伊邪那岐大神が禊し給ひしときになりませる祓戸
神の御力によりて罪過を祓はれるのでよい。又普通人が神に參るときは禊の氣持ちによつて、手洗すれば事足りるので
ある。

斯る嚴肅なる作用を離れて、之を一般化して云へば、此の行事によつて、過去の一切を微塵も残さず洗ひ去つて了ふと
いふ快い感じが出てゐる。近世の哲學的言葉ではコペルニカスの轉回に近い。但しコペルニカス轉回とは過去を洗ひ
去ることではなく、「見方を逆にする」、「價值觀を顛倒する」といふ意味である。カントはコペルニカスが地動説を主張し
て從來の考を轉回せしめた如く、認識論に於て、從來の「客觀が主觀を可能にする」といふ考へ方を轉回して「主觀が客
觀を可能にする」といふ理論を展開した。禊には單なる理論ではないところの昨是今不是で新しく生きるといふ心持が
ある。而して新しく生きるとは日本では神の力を受けることである。

註四 論語の「克己復禮」は自然的存在としての生物的人間が眞の人間になる道を描いたものと見ることが出来る。即ち
自然的生物的傾向を人倫の生活を完うする爲に克復すること(必ずしも禁欲でない)が人間になる道である。

註五 論語の「述而不作」は、孔子は古からある所謂先王の道に隨順し唯それを述べただけであつて、新に創作するの
ではないといふことで、孔子の學問の性質をよく説いた言葉である。近代歐羅巴の思想は先人の考を覆し自己の思惟によ
つて新につくつてゆく處に特色があつたとも言へる。「……主義」などと言ふ言葉の氾濫するものによるのである。

註六 字義をいふならば、蒼頡は文字を創作したと傳へらるゝ人間の名。「蒼頡固以知之矣」は「蒼頡は公は私に反對す
るものであることを知つて公といふ字を作つた」といふ意味。私はムが本來の意味でムは物を私すること、公はム
に反對の意味をつくる。

註七 古事記に見る「なほす」の言葉は日本の思惟を現す言葉の中でも最も深遠であると思ふ。穢い夜見の國の汚によつ
て出來た神津津日神は直毘神によつて直されて禍罪をなくすといふのである。(勿論禍罪は感覺的不愉快・不快も精神的
罪惡意識も共に含んだものである。)天照大神は須佐之男命の亂暴の御所行を一度は詔り直されんとするのである。そ
れに依つて罪をなくすることが出來ると思召されたのである。

註八 五觀の文とも言ふ。五觀は僧が食事をする時にする五種の觀想であつて、この偈(誦句の意)を唱ふるのは特に禪
宗に於て重んずる處である。五觀の偈の全文は「一には功の多少を計り彼の來處を量る、二には己が徳行の全闕を付つ
て供に應ず、三には心を防ぎ過食等を離るゝを宗とす、四には正に良藥を事とするは形枯を療ぜんが爲なり、五には道
業を成ぜんが爲に當に此の食を受くべし」であつて、食事すること即ち道業を成ずる所以であることをはつきり述べて
ゐる。

註九 「なりはひ」のはひは助詞で、なりは生りである。五穀の生る様に務むる業の意で、農を主として一切の生業で
ある。筆者のなり生ひは勿論意味からもちつた言葉である。



印檢者者

昭和十七年四月十三日印刷
昭和十七年四月十八日發行

定價金貳圓五十錢

著者 紀平正美

發行者 皇國青年教育協會

代表者 大谷保

印刷者 東京市牛込區西五軒町五十二番地
帝國法規出版株式會社印刷工場

代表者 白井祐吉

會員番號110060
義通道の民臣

東京市麴町區九段三丁目二番地

發行所 皇國青年教育協會

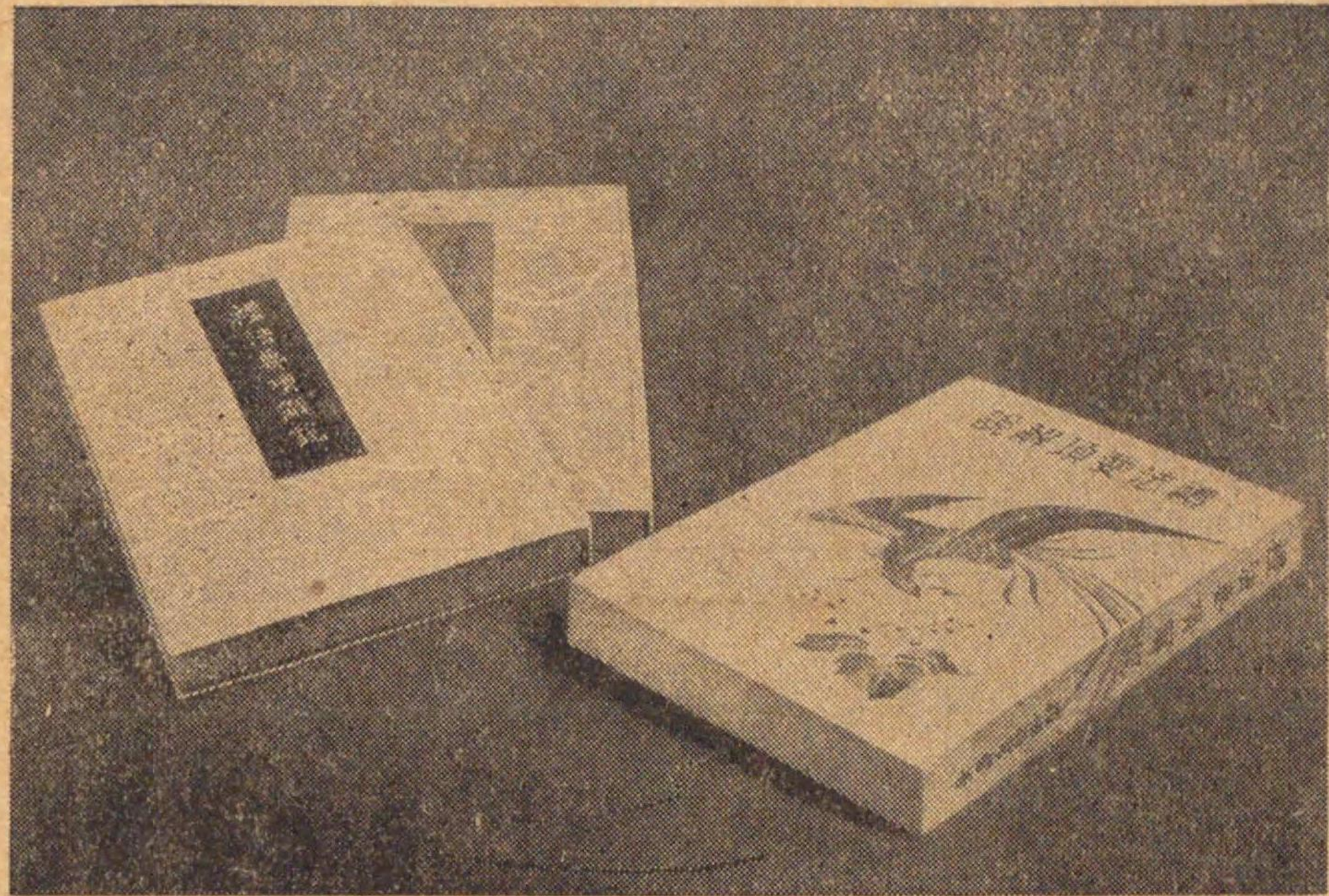
振替東京三〇〇〇〇番
電話九段一四五八番

東京市神田區淡路町二丁目九番地

發賣所 日本出版配給株式會社

(本製堂進大)

(下閣親義川德 爵侯 長會) 著會究研法禮



定 價 二 圓 五 十 錢
送 料 十 二 錢

圖 A
入 五 判 二 函 入
三 三 〇 頁 入

說 解 項 要 法 禮

▽禮法研究會は文部省作法教授要項調査委員長侯爵德川義親閣下を會長に仰ぎ同委員會特別委員を網羅す。

▽特別委員は禮法要項案答申の後慎重に審議を重ねて解説案を練り、更に要項案補修の諸點と照應して増訂を加へ遂にこの解説書を作り上げたもの、従つて本書こそ正統にして唯一最高の「禮法要項」解説書である。

▽本書は前篇に要旨を掲げ、後篇に要項全三百五十三項を詳細に逐條解説しその基本動作には圖解を示す。

法・政・経・農・関係書
バックナンバー取扱
宗文館書店
東大正門前通

